



NISSAY
ASSET MANAGEMENT

ニッセイ／パトナム・ インカムオープン

追加型投信／海外／債券

投資信託説明書
(目論見書)
2009.01

※課税上は株式投資信託として取扱われます。



ニッセイアセットマネジメント株式会社

[本文書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。]

投資信託説明書

(交付目論見書)

2009.01

ニッセイ／パトナム・ インカムオープン

追加型投信／海外／債券

課税上は株式投資信託として取扱われます。



NISSAY
ASSET MANAGEMENT

ニッセイアセットマネジメント株式会社

[本文書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。]

「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」は、主に外国の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落、組入債券の発行体の倒産または財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託の価額は、投資信託が組入れている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けませんが、運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなります。

投資信託は、投資元本および利回りの保証はありません。

投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成21年1月15日に関東財務局長に提出しており、平成21年1月16日にその届出の効力が生じております。

この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条第2項第1号の規定に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。

金融商品取引法第13条第2項第2号に規定する詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は、取扱販売会社にご請求いただければ当該取扱販売会社を通じて交付いたします。なお、取扱販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録ください。

< 有価証券届出書の表紙記載項目 >

発行者名	ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 田口 彌
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	ニッセイ/パトナム・インカムオープン
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額 上限2兆円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

ニッセイノパトナム・インカムオープン

下記の事項は、ニッセイノパトナム・インカムオープン（以下「当ファンド」といいます）をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

当ファンドのリスクについて

当ファンドは、主に米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債および外国債を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化、期限前償還等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、主に米ドルの対円での為替変動により損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「金利変動リスク」、「信用リスク」、「期限前償還リスク」、「為替変動リスク」、「流動性リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの情報 3 . ファンドのリスクおよび留意事項」をご覧ください。

当ファンドの手数料等について

申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.625% (税抜 2.5%) を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

詳しくは取扱販売会社にご確認ください。

換金 (解約) 手数料

当ファンドには換金 (解約) 手数料はありません。

信託報酬

ファンドの純資産総額に年 1.575% (税抜年 1.5%) をかけた額とします。

信託財産留保額

ありません。

監査費用

ファンドの純資産総額に年 0.042% (税抜年 0.04%) をかけた額を上限とします。

その他の費用^(*)

- ・証券取引の手数料等
- ・信託事務の諸費用
- ・借入金の利息

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

詳しくは投資信託説明書 (交付目論見書) の「費用と税金」をご覧ください。

(*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、運用状況および保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

投資信託説明書（交付目論見書）

ファンドの概要が知りたい	
ファンドの概要	1
ファンドの特徴が知りたい	
ファンドの情報	2
1. ファンドの特色	2
2. 運用方針	4
3. ファンドのリスクおよび留意事項	6
4. ファンドの仕組みと組織体制	8
ファンドの申込方法が知りたい	
ご投資の手引き	11
1. お申込みについて	11
2. ご換金について	12
3. 分配金について	13
4. 償還金について	13
ファンドの費用と税金が知りたい	
費用と税金	14
1. ご負担いただく費用・税金	14
2. 課税上の取扱い	16
ファンドの運営方法などが知りたい	
その他	18
1. 管理および運営の概要	18
2. その他の証券情報	20
3. 内国投資信託受益証券事務の概要	21
4. 委託会社の概況	22
5. 投資信託説明書（請求目論見書）の項目	22
6. 商品分類	23
ファンドの運用状況が知りたい	
運用状況	24
1. ファンドの運用状況	24
2. 財務ハイライト情報	31
添付	
約款	
用語集	

商品内容に関するお問合せや、資料のご請求などを委託会社のコールセンターで承っております。
また、商品内容、運用状況などは、委託会社のホームページでご覧いただけます。

基準価額（便宜上 1 万口当りに換算した価額で表示されます）については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊（ファンド掲載名：インカム）および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。

運用報告書は、取扱販売会社からあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。

申込単位、申込手数料およびお客様の口座内容につきましては、取扱販売会社にお問合せください。

取扱販売会社につきましては、委託会社にお問合せください。

< 委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先 >

コールセンター 電話番号 0120-762-506

（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

ニッセイ / パトナム・インカムオープン

ファンドの分類	追加型投信 / 海外 / 債券
運用の基本方針	主に米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債および外国債を投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。
主な投資制限	株式等への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
主なリスク	金利変動リスク 信用リスク 期限前償還リスク 為替変動リスク 流動性リスク
信託期間	無期限です。
決算日	3ヵ月に1回（1、4、7、10月の各15日、休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算日に、原則として分配方針に基づいて分配を行います。
申込受付	原則として毎営業日に申込みの受付けを行います。 ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません。
申込単位	取扱販売会社にお問合せください。
申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額
申込手数料率	申込手数料率は取扱販売会社毎に異なります。 手数料率の上限は、2.625%（税抜2.5%）です。
換金受付	原則として毎営業日に換金の受付けを行います。 ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
買取価額	買取請求受付日の翌営業日の基準価額 （税法上の一定の要件を満たしている場合）
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	純資産総額に対し、年率1.575%（税抜1.5%）

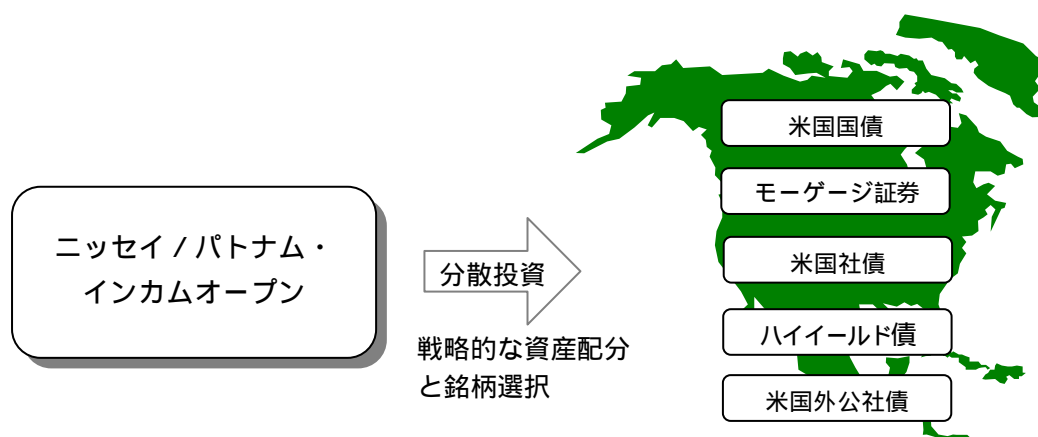
本書をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

ファンドの情報

1. ファンドの特色

米ドル建ての多種多様な債券に投資します。

- ・米ドル建ての多種多様な債券（米国国債、モーゲージ証券、米国社債、ハイイールド債、米国外公社債等）を投資対象とします。
- ・業種・銘柄を選択し、幅広く分散投資することで、運用収益の獲得をめざします。



信用リスクをコントロールします。

- ・幅広く分散投資
幅広く分散投資を行うことで、ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。
- ・高格付債投資
投資適格債の組入比率を85%以上（ハイイールド債の組入比率は15%以下）、組入債券の平均格付を「A格」以上に保ちます。また、組入銘柄については、クレジットリサーチを行うことで、信用リスクの低減を図ります。

クレジットリサーチとは、個別企業や債券の発行体の財務分析・業種分析等の調査のことを指します。

債券の格付について

格付	S & P社	Moody's社	（債券の格付とは） 債券の格付とは、債券の元本、利息の支払の確実性の度合を示すもので、格付機関（S&P社やMoody's社等）が各債券の格付を行っています。
高い	AAA	Aaa	
↑	AA	Aa	
	A	A	
	BBB	Baa	
↓	B	Ba	
	B	B	
	CCC	Caa	
	CC	Ca	
	C	C	
低い	D	-	

出所) S & P社、Moody's社 格付の符号については一部省略して表示しています。

ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーが運用を行います。

- ・当ファンドは、運用指図に関する権限を米国ボストンで資産運用業を行う「パトナム・インベストメンツ」のグループ会社である「ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー (The Putnam Advisory Company,LLC.)」に委託します。

ただし、国内短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

パトナム・インベストメンツの概要

(平成 20 年 9 月末現在)

パトナム・インベストメンツは 1937 年創立の米国で最も古い資産運用会社の 1 つです。運用資産は約 1,365 億ドル(約 14 兆円)、投信残高は約 740 億ドル(約 7 兆円)の規模を誇ります。

設定済み投信は 70 本以上、投資家数は約 800 万人にのびります。

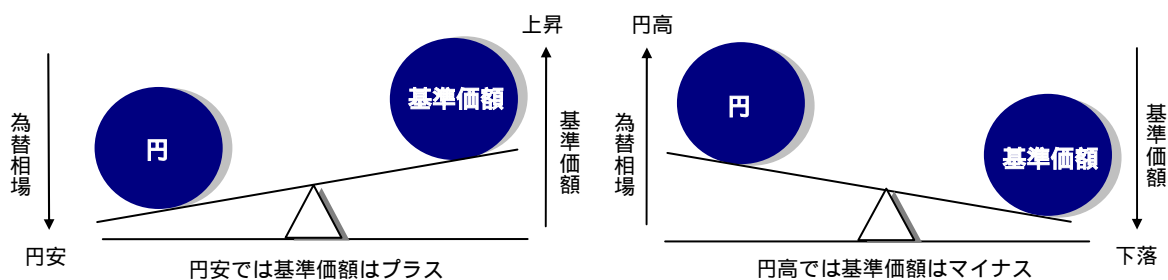
ファンドマネージャー、アナリストなどの運用担当専門職を 197 名有しています。

原則として、為替ヘッジ は行いません。

為替相場の状況によって、基準価額および収益分配金の額が変動します。

為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

為替相場と基準価額の関係 (イメージ図)



2. 運用方針

ファンドの目的および基本的性格

基本方針

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標とした運用を行います。

ファンドの分類

追加型投信 / 海外 / 債券に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

詳細につきましては、後記「その他 6. 商品分類」をご確認ください。

投資態度

主に米ドル建ての債券に分散投資を行い、インカム・ゲイン（利子・配当等収益）を中心とした収益の確保に努めます。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）¹から信託報酬相当分（年率 1.5%）を控除した数値を参考指標²とし、長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。

外貨建て資産につきましては、原則として為替ヘッジを行いません。

- 1 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスです。当該インデックスは、米国の投資適格固定利付債券市場を対象とし、国債、社債、MBS、ABSを含む総合的な債券インデックスで米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。パークレイズ・キャピタルは当ファンドとは何ら関係なく、ファンドの運用成果等に対して一切の責任を負うものではありません。なお、「円換算ベース」とは現地通貨建てベースのインデックスを委託会社が円換算したものです。
- 2 ファンドは、当該参考指標との連動性を旨とするものではありません。

主な投資対象

米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券¹、社債、ハイイールド債²（非適格債）および外国債を主要投資対象とします。

- 1 モーゲージ証券（以下「MBS」といいます）とは住宅ローンを担保として発行された債券であり、ローンから発生する元金と利子の返済がその債券の元本と利子の支払原資になります。その多くは政府系機関または信用力の高い金融機関により元利金の支払保証がなされています。
 ファンドが投資するMBSの代表的なものには、米国政府の機関または機構（政府住宅抵当金庫（Government National Mortgage Association）（以下「GNMA」といいます）連邦住宅抵当金庫（Federal National Mortgage Association）（以下「FNMA」といいます）および連邦住宅貸付抵当金融会社（Federal Home Loan Mortgage Corporation）（以下「FHLMC」といいます））により発行されるモーゲージ関連証券があります。
 またファンドはコマーシャル・モーゲージ・バック証券にも投資します。コマーシャル・モーゲージ・バック証券（以下「CMBS」といいます）とはオフィスビル、ホテル、アパート、ショッピングセンターなどの商業用不動産を担保にしたローンを証券化した商品です。
 ファンドが投資するMBSおよびCMBSにはモーゲージ担保証券（Collateralized Mortgage Obligation）（以下「CMOs」といいます）を含みます。CMOsとはモーゲージ・ローンまたはモーゲージパススルー証券により担保された証券で、従来のパススルー証券が、住宅ローンのキャッシュフローをそのまま投資家に支払うのに対してCMOsではキャッシュフローをさまざまな形に組替えています。
- 2 ハイイールド債とは、債券などの格付機関（S&P社（スタンダード・アンド・プアーズ）ムーディーズ社など）によって格付けされる債券の信用度でBB格（格付会社によっては「BB格」と同等の格付けを別の記号により表現することがありますが、その場合、当該記号に読替えます）以下に格付けされている債券をいいます。
 格付けとは、債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

その他の投資対象については約款をご確認ください。

分配方針

毎決算日に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

利子等収益および売買益（評価益を含む）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した収益）については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

主な投資制限

約款に定める主な投資制限

1. 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。
2. 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
3. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
4. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
5. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
6. 私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の 15% 以下の範囲で行います。

法令に定める投資制限

1. デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。
2. 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条）
委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

その他の投資制限については約款をご確認ください。

3. ファンドのリスクおよび留意事項

ファンドは、主に米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債および外国債を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化、期限前償還等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、主に米ドルの対円での為替変動により損失を被ることがあります。

ファンドは、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

以下のリスクにより基準価額が下落することがあります。

債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

期限前償還リスク

モーゲージ証券は、様々な要因によるローンの借換え等にともない、期限前償還されることがあり、これらの増減により価格が変動します。特に金利が低下した場合、期限前償還の可能性の高まりにより、モーゲージ証券の種類によっては価格の上昇が抑えられること、または下落することがあります。

為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予想される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

その他の留意点として以下のものがあります。

分配金と基準価額に関する留意点

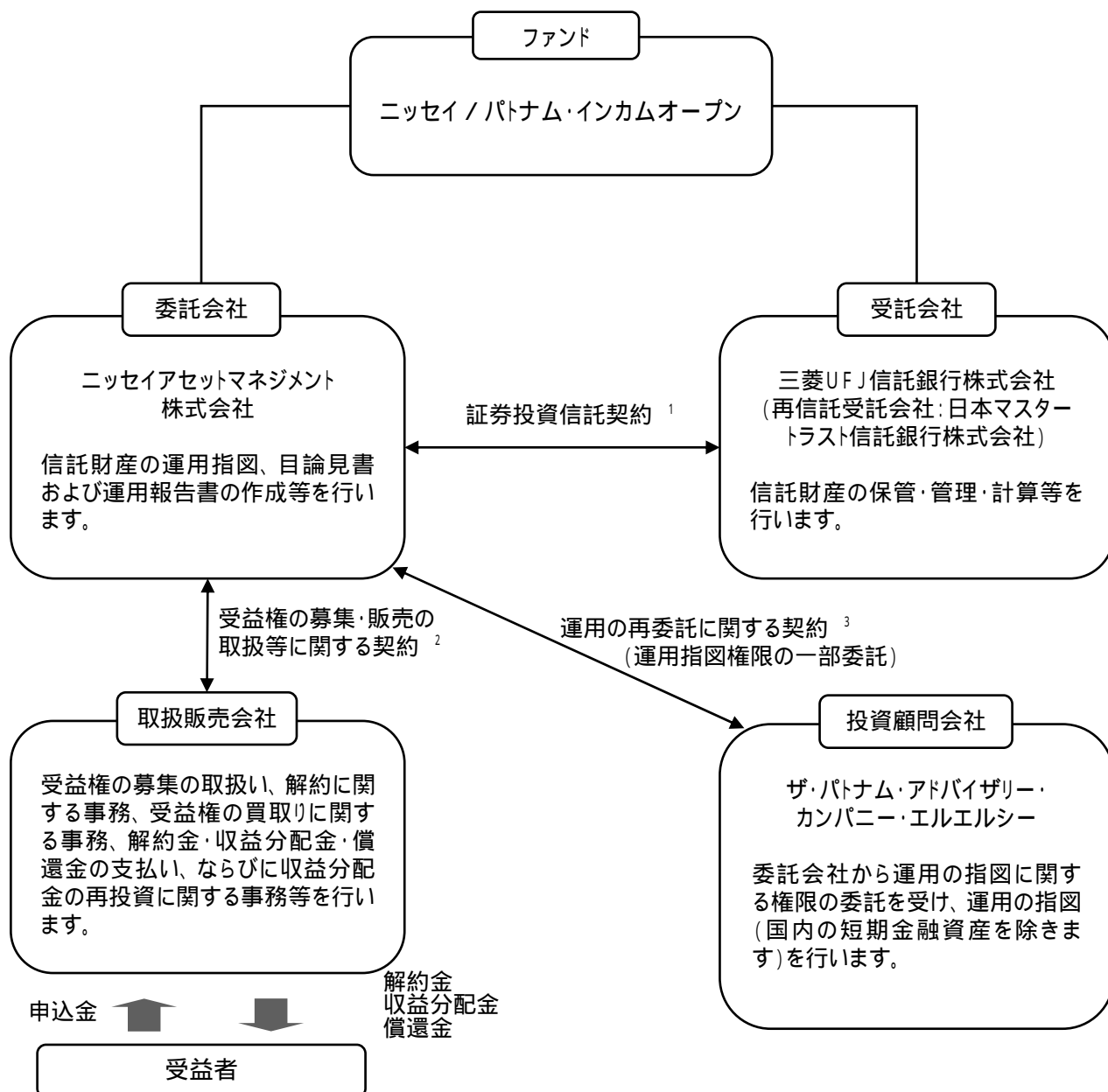
収益分配金は、信託財産から受益者に対して支払われるため、当該収益分配金の支払い後の信託財産は減少します。すなわち、収益分配金の支払いは、当該信託財産の減少額に応じてファンドの基準価額が下がる要因になります。

短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

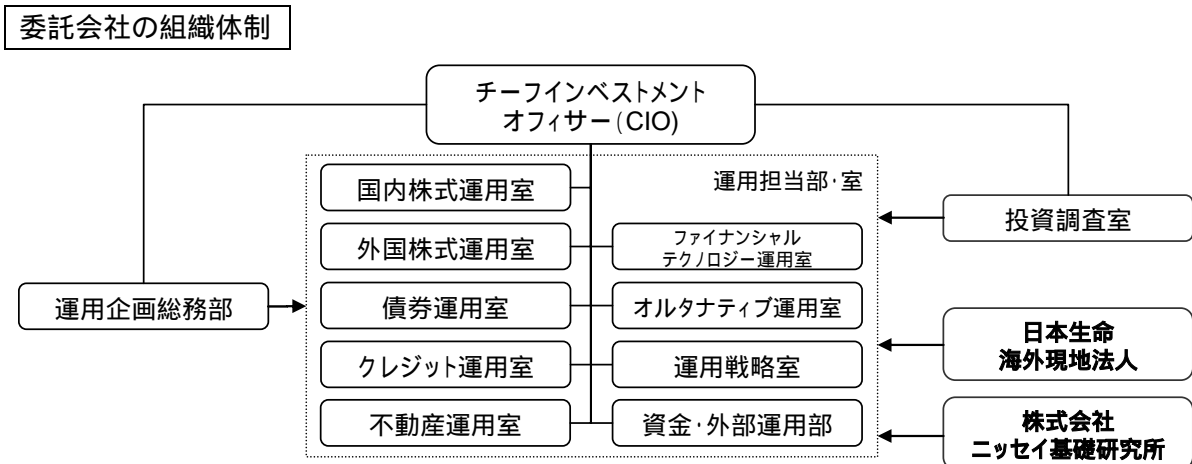
4 . ファンドの仕組みと組織体制

ファンドの仕組み



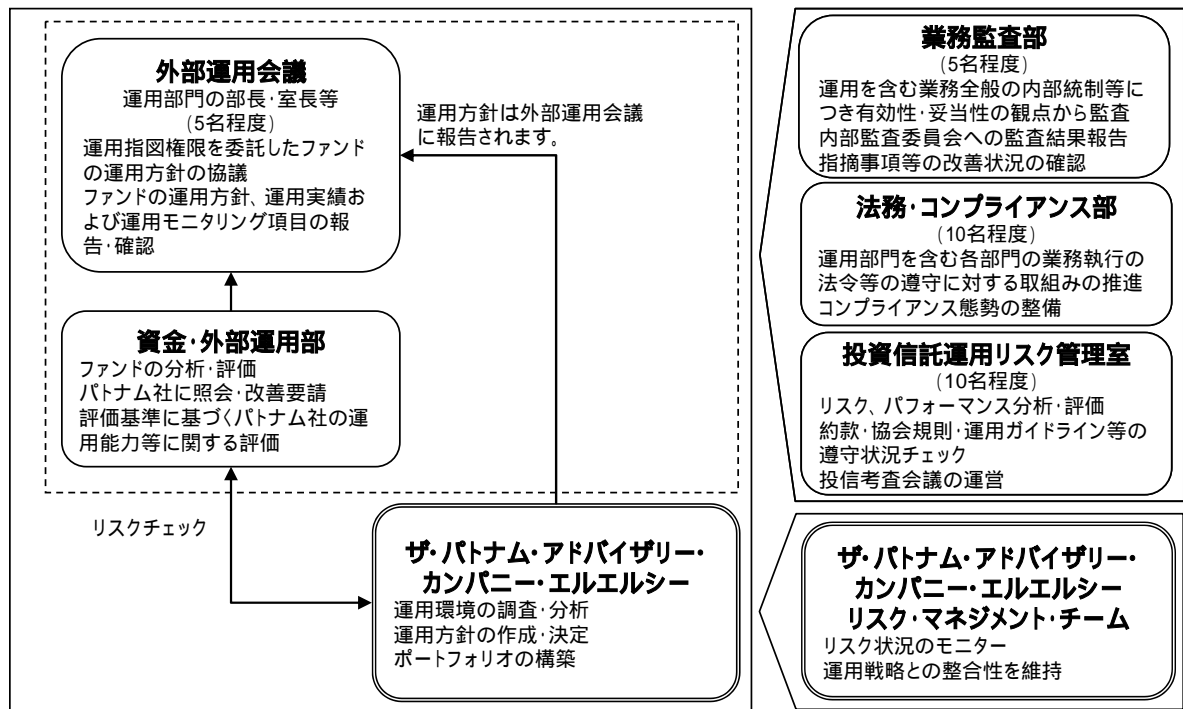
- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と取扱販売会社との間で結ばれ、委託会社が取扱販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、取扱販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 3 委託会社と投資顧問会社との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めの内容を定めた契約です。

運用体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネージャーサービス規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織

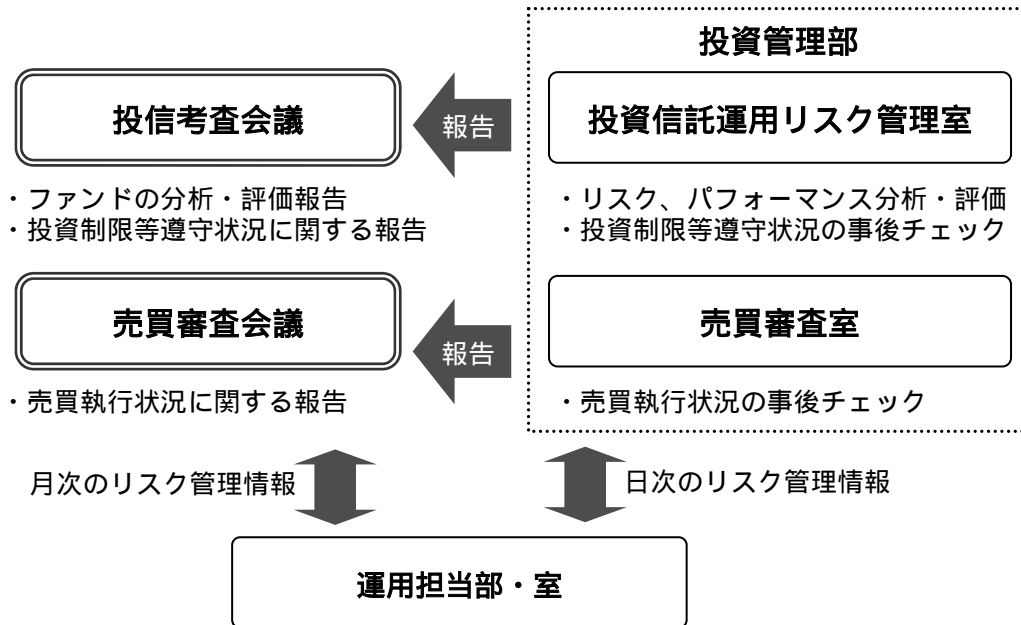


< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査報告書を、定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク管理体制



1. 投資信託運用リスク管理室が、運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の投信審査会議で報告します。
2. 売買審査室が売買執行状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の売買審査会議で報告します。
3. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ご投資の手引き

1. お申込みについて

申 込 受 付	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません）。 ・原則として午後3時（国内の証券取引所 が半日立会日の場合は午前11時）までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。
取 扱 コ ー ス	<ul style="list-style-type: none"> ・分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（取扱販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱扱いとなる場合があります）。 ・分配金再投資コースを選択した場合、取扱販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、取扱販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。
申 込 単 位	<ul style="list-style-type: none"> ・各取扱販売会社が定める単位とします。 取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。
申 込 価 額 （ 発 行 価 額 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
販 売 価 額	<ul style="list-style-type: none"> ・申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ・収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
申 込 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 手数料率は変更となる場合があります。 ・分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。 ・償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

取得申込者は、取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための、振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

- ・上記、「1. お申込みについて」の詳細については、取扱販売会社にお問合せください。
- ・証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

2 . ご換金について

換 金 受 付	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません）。 ・原則として午後3時（国内の証券取引所が半日立会日の場合は午前11時）までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
換 金 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。
換 金 単 位	<ul style="list-style-type: none"> ・1口単位あるいは1万口単位です。 取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。
換 金 価 額	<p>< 解約請求の場合 > 解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>< 買取請求の場合 > 買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は後記「費用と税金」をご確認ください。 換金手数料はありません。</p>
信託財産留保額	<ul style="list-style-type: none"> ・ありません。
支 払 開 始 日	<ul style="list-style-type: none"> ・解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

受益証券をお手許で保有している方は、換金請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

- ・上記、「2 . ご換金について」の詳細については、取扱販売会社にお問合せください。
- ・証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

3 . 分配金について

分 配 時 期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎決算日に、原則として分配方針に基づいて分配を行います。 ・ 決算日は3カ月に1回(1、4、7、10月の各15日)です(該当日が休業日の場合は翌営業日とします)。
支 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分配金受取コースの場合 税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 ・ 分配金再投資コースの場合 税金を差引いた後、決算日の翌営業日に無手数料で再投資されます。

4 . 償還金について

信 託 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無期限です。 ただし、約款に規定する事由が生じた場合には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の約款に定める所定の手続きを経て、信託を終了することがあります。
支 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までにお支払いします。

費用と税金

1. ご負担いただく費用・税金

直接ご負担いただく費用・税金

発生時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.625% (税抜2.5%) を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額
分配時	所得税・地方税	普通分配金に対し20% ¹
換金時	所得税・地方税	換金価額と取得価額 ² の差益に対し20% ¹
	換金手数料	ありません
	信託財産留保額	ありません
償還時	所得税・地方税	償還価額と取得価額 ² の差益に対し20% ¹

1 10%の軽減税率の適用を受けられる場合があります。

2 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

上記は個人受益者の税金の取扱いを説明しています。

詳細につきましては、後記「2. 課税上の取扱い」をご覧ください。

間接的にご負担いただく（信託財産中から支払う）費用・税金

発生時期	項目	費用・税金
毎日	信託報酬総額 (年率)	純資産総額に1.575% (税抜1.5%) をかけた額
	監査費用 (年率・上限)	純資産総額に0.042% (税抜0.04%) をかけた額
取引毎	証券取引の 手数料等	組入有価証券の売買において発生する売買委託手数料および税金等、先物取引・オプション取引等に要する費用
随時	信託事務の 諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息
借入毎	借入金の利息	一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合の借入金の利息

証券取引の手数料等、信託事務の諸費用、借入金の利息は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。

また、費用と税金の合計額、その上限額、計算方法については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

信託報酬

毎日発生し、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。なお、信託報酬率の配分は以下の通りです。

信託報酬率（年率） 1.575%（税抜 1.5%）			
取扱販売会社毎の純資産総額	支払先および配分（年率）		
	委託会社	取扱販売会社	受託会社
2,000 億円超 の部分	0.7350% （税抜 0.70%）	0.7350% （税抜 0.70%）	0.1050% （税抜 0.10%）
1,000 億円超 2,000 億円以下 の部分	0.7875% （税抜 0.75%）	0.6825% （税抜 0.65%）	0.1050% （税抜 0.10%）
1,000 億円以下 の部分	0.8400% （税抜 0.80%）	0.6300% （税抜 0.60%）	0.1050% （税抜 0.10%）

委託会社の報酬には、ザ・パトナム・アドバイザーズ・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託に関する報酬（上記の委託会社が収受する配分額（税抜）に 0.5 をかけた金額）が含まれます。

監査費用

以下の監査報酬率により毎日計算され、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率（年率）
100 億円超 の部分	0.00420% （税抜 0.004%）
50 億円超 100 億円以下 の部分	0.00525% （税抜 0.005%）
10 億円超 50 億円以下 の部分	0.00735% （税抜 0.007%）
10 億円以下 の部分	0.04200% （税抜 0.040%）

2 . 課税上の取扱い

課税対象

- 分 配 時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「特別分配金」は非課税です。
- 解約請求・償還時 : 個人の場合 : 解約請求・償還時の解約価額または償還価額と取得価額 の
差益に対して課税されます。
法人の場合 : 解約請求・償還時の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買 取 請 求 時 : 買取請求時の買取価額と取得価額 の差益に対して課税されます。
申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分 配 時 : 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、原則として 20% (所得税 15%・地方税 5%) の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用はありません) または 20% (所得税 15%・地方税 5%) の申告分離課税を選択することもできます。
ただし、平成 22 年 12 月 31 日までは、
・軽減税率が適用され、源泉徴収税率は 10% (所得税 7%・地方税 3%) となります。ただし、上場株式等の配当等の金額の合計額が年間 100 万円¹を超える場合、申告不要制度の適用外となり、確定申告を行う必要があります。
・確定申告を行い、申告分離課税を選択する場合、その年の上場株式等の配当所得の金額のうち、100 万円以下の部分は、10% (所得税 7%・地方税 3%) の軽減税率が適用されます。
- 解約請求・償還・
買 取 請 求 時 : 解約請求・償還・買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、原則として 20% (所得税 15%・地方税 5%) の申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります²。
ただし、平成 22 年 12 月 31 日までは、
・その年の上場株式等の譲渡所得等の金額のうち、500 万円以下の部分は、10% (所得税 7%・地方税 3%) の軽減税率が適用されます。
・源泉徴収選択口座を選択し、上場株式等の譲渡所得等の合計金額が年間 500 万円以下の場合のみ、申告不要制度が適用されます。
解約請求・償還時および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。

確定申告を行い、上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した場合に限ります) から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

- 1 ファンド・銘柄毎に 1 年間で受取った配当等の合計額が 1 万円以下のものは除きます。
- 2 源泉徴収選択口座を選択した場合、上場株式等の譲渡所得等について申告不要制度が適用されます。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求・償還時の個別元本超過額に対して平成 21 年 3 月 31 日までは 7%（所得税のみ）、平成 21 年 4 月 1 日からは 15%（所得税のみ）の税率により源泉徴収されます。益金不算入制度の適用はありません。

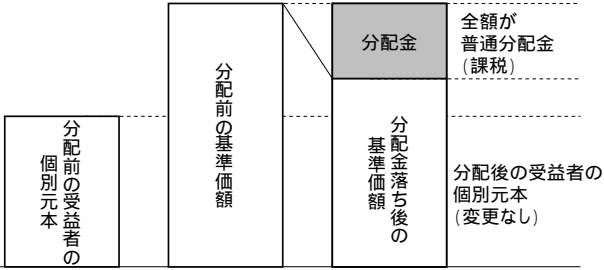
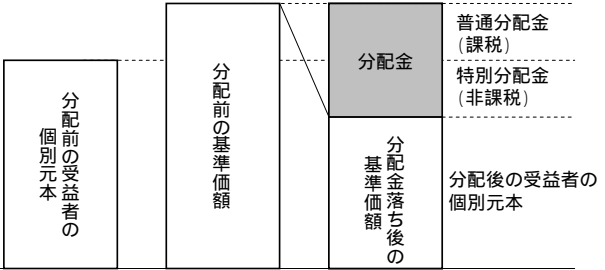
個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の取扱販売会社で取得する場合については取扱販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と特別分配金

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの特別分配金に区分されます。

普通分配金	特別分配金
 <p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。</p>	 <p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を差引いた額が普通分配金となります。</p>

非課税扱いの投資家については、上記の課税対象については課税されません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

その他

1. 管理および運営の概要

資産管理等の概要

資産の評価

1. 基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。基準価額は、毎営業日に1回算出されます。
2. ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。

3. 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

保管

該当事項はありません。

信託期間

無期限です。

計算期間

毎年1月16日から4月15日まで、4月16日から7月15日まで、7月16日から10月15日まで、10月16日から翌年1月15日までとします。ただし、第1計算期間は、平成10年7月31日から平成10年10月15日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

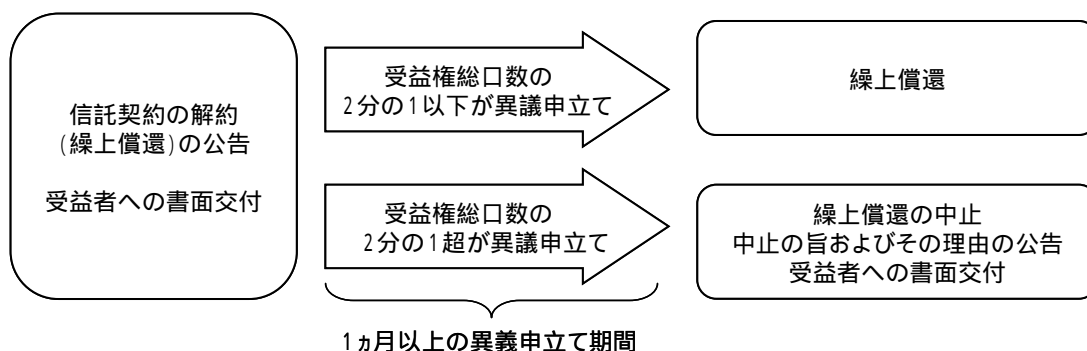
その他

1. 線上償還

・委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- a. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定口数の10分の1または30億口を下回ることとなった場合
- b. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- c. やむを得ない事情が発生したとき

・委託会社は、前記 . により解約するときには、原則として以下の手続きで行います。

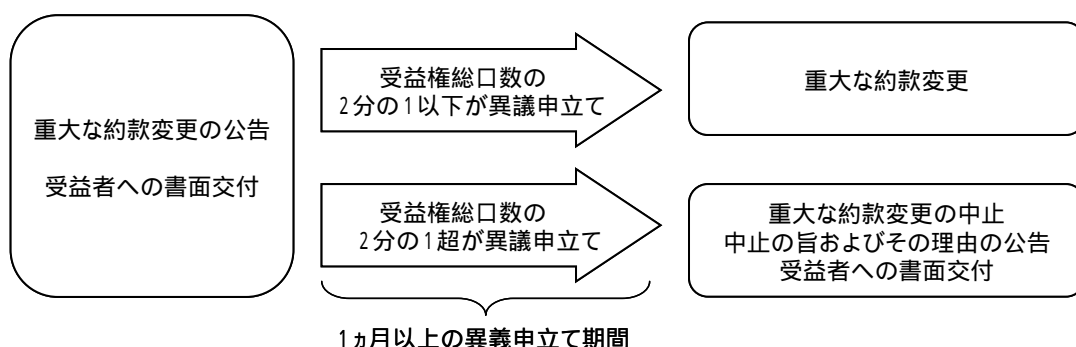


・前記 . のほか委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときなどは、信託契約を解約しファンドを終了させます。

2. 約款の変更

・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

・委託会社は、前記 . の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、原則として以下の手続きで行います。



・委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記 . および . の規定にしたがいます。

3. 反対者の買取請求権

前記 1 . および 2 . において、一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および取扱販売会社の協議により決定します。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 運用報告書の作成

4月および10月の計算期間の末日毎に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、ファンドの知られたる受益者に交付します。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

- 収益分配金に対する請求権
- 償還金に対する請求権
- 解約請求権
- 帳簿閲覧権

2 . その他の証券情報

内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行価額の総額

2兆円を上限とします。

申込期間

継続申込期間：平成21年1月16日（金）～平成22年1月15日（金）

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

取扱販売会社

取扱販売会社（申込取扱場所および払込取扱場所）につきましては、委託会社にお問合せください。

払込期日

取得申込者は、各取扱販売会社が定める期日（詳しくは取扱販売会社にお問合せください）までに、申込代金を各取扱販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の取扱販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

振替機関に関する事項

振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

信託金の上限

2兆円とします。

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

3 . 内国投資信託受益証券事務の概要

受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益者に対する特典

ありません。

譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

4. 委託会社の概況（平成 20 年 11 月末現在）

委託会社の名称：ニッセイアセットマネジメント株式会社

資本金の額：100 億円

会社の沿革

昭和 60 年 7 月 1 日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

平成 7 年 4 月 4 日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年 4 月 27 日、証券投資信託委託業務を開始しました。

平成 10 年 7 月 1 日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成 12 年 5 月 8 日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングス ・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州 ボストン市ワン・ポスト・オフィス・ スクエア	10,844株	10.00%

5. 投資信託説明書（請求目論見書）の項目

金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 13 条第 2 項第 2 号に規定する詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）に記載している項目名は次の通りです。

投資信託説明書（請求目論見書）は、取扱販売会社にご請求いただければ、当該取扱販売会社を通じて交付します。

第 1 ファンドの沿革

第 2 手続等

1. 申込（販売）手続等

2. 換金（解約）手続等

手続等の概要を前記「ご投資の手引き」に記載しています。

第 3 管理及び運営

1. 資産管理等の概要

2. 受益者の権利等

管理及び運営の概要を前記「1. 管理および運営の概要」に記載しています。

第 4 ファンドの経理状況

1. 財務諸表

貸借対照表、損益及び剰余金計算書等を後記「運用状況 2. 財務ハイライト情報」に記載しています。

2. ファンドの現況

第 5 設定及び解約の実績

6. 商品分類

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単 位 型 追 加 型	国 内	株 式 債 券	M M F	インデックス型
	海 外	不動産投信 その他資産 ()	M R F	特 殊 型
	内 外	資 産 複 合	E T F	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	あ り ()	日経225	ブル・ベア型
債券 一般	年 2 回	日 本				ファンド・ オブ・ ファンズ
債券 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 4 回	北 米	なし	そ の 他 ()	ロング・ショート 型 / 絶対収益追求型	
不動産投信	年 6 回 (隔月)	欧 州			なし	そ の 他 ()
その他資産 ()	年 12 回 (毎月)	ア ジ ア	なし	そ の 他 ()		
資産複合 ()	日 々	オセアニア			なし	そ の 他 ()
資産配分固定型	そ の 他 ()	中 南 米	なし	そ の 他 ()		
資産配分変更型	そ の 他 ()	ア フ リ カ			なし	そ の 他 ()
	そ の 他 ()	中 近 東 (中東)	なし	そ の 他 ()		
	そ の 他 ()	エマージング			なし	そ の 他 ()

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

債券（一般）	目論見書または約款において、公社債等に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年4回	目論見書または約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、
社団法人 投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

運用状況

1. ファンドの運用状況

(1) 投資状況

(平成20年11月21日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	21,371,798,045	7.84
地方債証券	アメリカ	695,466,740	0.26
特殊債券	アメリカ	117,964,575,234	43.28
社債券	アメリカ	113,100,819,881	41.49
	イギリス	2,154,350,381	0.79
	カナダ	1,188,261,361	0.44
	ルクセンブルグ	463,134,404	0.17
	ケイマン諸島	452,494,127	0.17
	オーストラリア	303,358,906	0.11
	オランダ	277,238,089	0.10
	フランス	234,526,922	0.09
	スペイン	214,991,859	0.08
	バミューダ	185,733,876	0.07
	ドイツ	137,310,592	0.05
	小計	118,712,220,398	43.56
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		13,847,496,092	5.06
純資産総額		272,591,556,509	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成20年11月21日現在)

順位	国名	銘柄名	利率(%)	償還日	種類	額面	上段: 帳簿価額(円) 下段: 評価額(円)		投資比率(%)
							単価	金額	
1	アメリカ	US TREASURY BOND	6.250	2030/5/15	国債証券	156,810,000	11,681 12,601	18,317,696,485 19,760,281,370	7.25
2	アメリカ	FNMA 888703	6.500	2037/8/1	特殊債券	76,054,796	9,553 9,645	7,265,737,499 7,335,733,314	2.69
3	アメリカ	FNMA 745274	5.500	2036/1/1	特殊債券	62,004,594	9,228 9,463	5,722,088,583 5,867,291,672	2.15
4	アメリカ	FNMA 880623	5.500	2036/4/1	特殊債券	46,322,567	9,224 9,460	4,272,866,758 4,381,956,451	1.61
5	アメリカ	FNMA TBA	5.500	2038/12/1	特殊債券	34,000,000	9,333 9,444	3,173,163,797 3,210,807,000	1.18
6	アメリカ	FNMA TBA	6.500	2038/12/1	特殊債券	32,000,000	9,612 9,629	3,075,909,656 3,081,259,392	1.13
7	アメリカ	WFMBS 2005-AR12 2A5	4.345	2035/7/1	社債券	74,420,000	7,372 4,053	5,486,240,763 3,015,928,696	1.11
8	アメリカ	DLJCM 2000-CF1 A1B	7.620	2033/6/1	社債券	27,726,162	9,444 8,711	2,618,438,410 2,415,213,907	0.89

順位	国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額(円)		投資 比率 (%)	
							下段：評価額(円)			
							単価	金額		
9	アメリカ	COMM 2007-C9 A4	6.010	2049/12/1	社債券	49,479,000	7,412 4,746	3,667,353,100 2,348,452,058	0.86	
10	アメリカ	FNMA 903541	6.000	2021/10/1	特殊債券	20,732,674	9,504 9,591	1,970,360,699 1,988,445,644	0.73	
11	アメリカ	FNMA 832484	5.500	2035/9/1	特殊債券	20,817,861	9,228 9,463	1,921,174,528 1,969,926,032	0.72	
12	アメリカ	FNMA TBA	5.000	2038/12/1	特殊債券	21,000,000	9,057 9,273	1,901,909,039 1,947,280,734	0.71	
13	アメリカ	FNMA 255897	4.500	2035/10/1	特殊債券	20,538,042	8,625 9,008	1,771,415,628 1,850,041,169	0.68	
14	アメリカ	FNMA 883002	6.000	2021/7/1	特殊債券	18,594,785	9,504 9,591	1,767,183,246 1,783,403,327	0.65	
15	アメリカ	MLMT 2005-MKB2 A2	4.806	2042/9/1	社債券	20,881,500	9,162 8,462	1,913,179,819 1,767,048,617	0.65	
16	アメリカ	MSC 2007-IQ15 AM	6.077	2049/6/1	社債券	49,479,000	6,432 3,504	3,182,290,968 1,733,723,082	0.64	
17	アメリカ	FSPC T-60 1A2	7.000	2044/3/1	特殊債券	17,444,177	9,882 9,691	1,723,891,767 1,690,484,668	0.62	
18	アメリカ	US TREASURY BOND	4.500	2036/2/15	国債証券	15,000,000	9,675 10,613	1,451,193,390 1,591,942,320	0.58	
19	アメリカ	FNMA 837563	5.500	2035/6/1	特殊債券	16,270,221	9,228 9,463	1,501,495,954 1,539,597,740	0.56	
20	アメリカ	CNF 2000-4 A6	8.310	2032/5/1	社債券	19,413,629	7,105 7,342	1,379,253,665 1,425,393,376	0.52	
21	アメリカ	CSFB 2004-C3 A5	5.113	2036/7/1	社債券	23,706,000	8,006 5,875	1,897,916,109 1,392,698,389	0.51	
22	アメリカ	FNGT 2002-T6 A2	7.500	2041/10/25	特殊債券	13,434,825	9,873 9,873	1,326,443,236 1,326,459,320	0.49	
23	アメリカ	FSPC T-60 1A3	7.500	2044/3/1	特殊債券	13,495,482	10,132 9,779	1,367,416,781 1,319,735,359	0.48	
24	アメリカ	MLMT 2005-CIP1 A4	5.047	2038/7/1	社債券	24,440,000	7,727 5,275	1,888,372,877 1,289,212,835	0.47	
25	アメリカ	MLMT 2006-C2 A4	5.742	2043/8/1	社債券	25,189,200	7,635 5,091	1,923,291,391 1,282,439,452	0.47	
26	アメリカ	FNMA 839466	4.500	2035/9/1	特殊債券	13,433,066	8,625 9,008	1,158,608,146 1,210,033,788	0.44	
27	アメリカ	FSPC T-59 1A3	7.500	2043/10/1	特殊債券	12,077,183	9,532 9,850	1,151,169,278 1,189,571,201	0.44	
28	アメリカ	FNMA 888268	6.000	2037/3/1	特殊債券	12,362,627	9,415 9,567	1,164,000,435 1,182,749,843	0.43	
29	アメリカ	FNW 2004-W2 5A	7.500	2044/3/25	特殊債券	12,062,829	9,996 9,803	1,205,853,432 1,182,475,708	0.43	
30	アメリカ	JPMCC 2003-CB6 A2	5.255	2037/7/1	社債券	17,613,000	8,371 6,449	1,474,315,892 1,135,784,027	0.42	
							投資比率：合計		30.51	

(注1) 投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

(注2) 平成20年11月21日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
社債券	-	43.56
特殊債券	-	43.28
国債証券	-	7.84
地方債証券	-	0.26
合計		94.94

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額(平成20年11月21日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算した金額)の比率であります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成20年11月21日現在、同日前1年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

		純資産総額 (円)		1万口当たり純資産総額 (円)	
第1 特定 期末	(平成10年10月15日)	分配付:	52,107,595,500	分配付:	8,410
		分配落:	51,766,835,850	分配落:	8,355
第2 特定 期末	(平成11年4月15日)	分配付:	48,780,605,711	分配付:	8,461
		分配落:	47,560,932,099	分配落:	8,271
第3 特定 期末	(平成11年10月15日)	分配付:	33,248,961,088	分配付:	7,227
		分配落:	32,336,841,348	分配落:	7,037
第4 特定 期末	(平成12年4月17日)	分配付:	27,578,167,016	分配付:	7,073
		分配落:	26,806,995,584	分配落:	6,883
第5 特定 期末	(平成12年10月16日)	分配付:	24,205,522,721	分配付:	7,289
		分配落:	23,512,478,077	分配落:	7,089
第6 特定 期末	(平成13年4月16日)	分配付:	39,427,536,103	分配付:	8,588
		分配落:	38,581,134,845	分配落:	8,388
第7 特定 期末	(平成13年10月15日)	分配付:	90,876,663,617	分配付:	8,490
		分配落:	89,065,284,756	分配落:	8,290
第8 特定 期末	(平成14年4月15日)	分配付:	184,099,533,145	分配付:	9,113
		分配落:	180,378,937,633	分配落:	8,903
第9 特定 期末	(平成14年10月15日)	分配付:	346,315,873,671	分配付:	8,759
		分配落:	339,146,397,340	分配落:	8,554
第10 特定 期末	(平成15年4月15日)	分配付:	525,730,124,886	分配付:	8,594
		分配落:	514,966,540,811	分配落:	8,399
第11 特定 期末	(平成15年10月15日)	分配付:	638,096,791,995	分配付:	7,651
		分配落:	622,565,785,716	分配落:	7,451
第12 特定 期末	(平成16年4月15日)	分配付:	788,113,804,297	分配付:	7,579
		分配落:	768,975,596,210	分配落:	7,384

		純資産総額（円）	1万口当たり純資産総額（円）
第13特定 期末	（平成16年10月15日）	分配付： 867,086,443,731 分配落： 845,828,726,232	分配付： 7,647 分配落： 7,457
第14特定 期末	（平成17年4月15日）	分配付： 975,252,228,661 分配落： 952,020,015,403	分配付： 7,337 分配落： 7,157
第15特定 期末	（平成17年10月17日）	分配付： 972,410,955,935 分配落： 948,336,309,551	分配付： 7,562 分配落： 7,377
第16特定 期末	（平成18年4月17日）	分配付： 816,429,686,207 分配落： 796,465,294,066	分配付： 7,603 分配落： 7,423
第17特定 期末	（平成18年10月16日）	分配付： 739,594,292,136 分配落： 721,545,299,614	分配付： 7,743 分配落： 7,563
第18特定 期末	（平成19年4月16日）	分配付： 596,981,197,743 分配落： 581,445,612,167	分配付： 7,731 分配落： 7,541
第19特定 期末	（平成19年10月15日）	分配付： 503,033,966,361 分配落： 490,426,225,413	分配付： 7,552 分配落： 7,367
第20特定 期末	（平成20年4月15日）	分配付： 397,654,614,981 分配落： 386,362,631,288	分配付： 6,455 分配落： 6,275
第21特定 期末	（平成20年10月15日）	分配付： 330,245,495,043 分配落： 319,884,313,697	分配付： 5,940 分配落： 5,760
	平成19年11月末日	455,195,759,214	6,996
	12月末日	463,605,330,033	7,233
	平成20年1月末日	426,228,662,051	6,730
	2月末日	408,008,471,813	6,535
	3月末日	385,927,984,105	6,250
	4月末日	394,161,192,490	6,434
	5月末日	392,676,236,618	6,473
	6月末日	390,496,169,670	6,507
	7月末日	381,865,585,155	6,490
	8月末日	380,529,852,257	6,602
	9月末日	348,955,160,061	6,224
	10月末日	303,895,391,229	5,503
	平成20年11月21日	272,591,556,509	4,953

（注）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

分配の推移

分配の推移		1万口当たり分配金
第1 特定期	自平成10年7月31日 至平成10年10月15日	55円 (普通分配金45円、特別分配金10円)
第2 特定期	自平成10年10月16日 至平成11年4月15日	190円 (普通分配金184円、特別分配金6円)
第3 特定期	自平成11年4月16日 至平成11年10月15日	190円 (普通分配金190円、特別分配金0円)
第4 特定期	自平成11年10月16日 至平成12年4月17日	190円 (普通分配金190円、特別分配金0円)
第5 特定期	自平成12年4月18日 至平成12年10月16日	200円
第6 特定期	自平成12年10月17日 至平成13年4月16日	200円
第7 特定期	自平成13年4月17日 至平成13年10月15日	200円
第8 特定期	自平成13年10月16日 至平成14年4月15日	210円
第9 特定期	自平成14年4月16日 至平成14年10月15日	205円
第10 特定期	自平成14年10月16日 至平成15年4月15日	195円
第11 特定期	自平成15年4月16日 至平成15年10月15日	200円
第12 特定期	自平成15年10月16日 至平成16年4月15日	195円
第13 特定期	自平成16年4月16日 至平成16年10月15日	190円
第14 特定期	自平成16年10月16日 至平成17年4月15日	180円
第15 特定期	自平成17年4月16日 至平成17年10月17日	185円
第16 特定期	自平成17年10月18日 至平成18年4月17日	180円
第17 特定期	自平成18年4月18日 至平成18年10月16日	180円
第18 特定期	自平成18年10月17日 至平成19年4月16日	190円
第19 特定期	自平成19年4月17日 至平成19年10月15日	185円
第20 特定期	自平成19年10月16日 至平成20年4月15日	180円
第21 特定期	自平成20年4月16日 至平成20年10月15日	180円

収益率の推移

		収益率
第1 特定期	自平成10年7月31日 至平成10年10月15日	15.90%
第2 特定期	自平成10年10月16日 至平成11年4月15日	1.27%
第3 特定期	自平成11年4月16日 至平成11年10月15日	12.62%
第4 特定期	自平成11年10月16日 至平成12年4月17日	0.51%
第5 特定期	自平成12年4月18日 至平成12年10月16日	5.90%
第6 特定期	自平成12年10月17日 至平成13年4月16日	21.15%
第7 特定期	自平成13年4月17日 至平成13年10月15日	1.22%
第8 特定期	自平成13年10月16日 至平成14年4月15日	9.93%
第9 特定期	自平成14年4月16日 至平成14年10月15日	1.62%
第10 特定期	自平成14年10月16日 至平成15年4月15日	0.47%
第11 特定期	自平成15年4月16日 至平成15年10月15日	8.91%
第12 特定期	自平成15年10月16日 至平成16年4月15日	1.72%
第13 特定期	自平成16年4月16日 至平成16年10月15日	3.56%
第14 特定期	自平成16年10月16日 至平成17年4月15日	1.61%
第15 特定期	自平成17年4月16日 至平成17年10月17日	5.66%
第16 特定期	自平成17年10月18日 至平成18年4月17日	3.06%
第17 特定期	自平成18年4月18日 至平成18年10月16日	4.31%
第18 特定期	自平成18年10月17日 至平成19年4月16日	2.22%
第19 特定期	自平成19年4月17日 至平成19年10月15日	0.15%
第20 特定期	自平成19年10月16日 至平成20年4月15日	12.38%
第21 特定期	自平成20年4月16日 至平成20年10月15日	5.34%

(注) 収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに設定時の基準価額(10,000円)を用いております。

$$\text{収益率} = (\text{当特定期間末分配付基準価額} - \text{前特定期間末分配落基準価額}) \div \text{前特定期間末分配落基準価額} \times 100$$

2 . 財務ハイライト情報

1) 当ファンドの財務ハイライト情報は、投資信託説明書（請求目論見書）の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載している、「貸借対照表」、「損益及び剰余金計算書」及び「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の5の規定により注記される事項（以下「重要な会計方針に係る事項に関する注記」という。）を抜粋して記載しております。

なお、財務ハイライト情報に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務ハイライト情報は6か月（特定期間）ごとに作成しております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20特定期間（平成19年10月16日から平成20年4月15日まで）及び第21特定期間（平成20年4月16日から平成20年10月15日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

その監査報告書は、投資信託説明書（請求目論見書）に記載している該当する財務諸表の直前に添付しております。

ニッセイ／パトナム・インカムオープン

1 貸借対照表

(単位：円)

	第20特定期間 (平成20年4月15日現在)	第21特定期間 (平成20年10月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	26,479,824,172	18,659,760,582
コール・ローン	904,099,462	463,987,398
国債証券	28,865,205,262	21,356,564,747
地方債証券	541,306,073	856,265,752
特殊債券	154,816,408,504	130,669,703,985
社債券	189,656,578,511	161,967,219,825
派生商品評価勘定	70,917,000	—
未収入金	311,970,679	8,736,332,190
未収利息	3,542,994,174	3,437,520,622
前払費用	54,379,668	5,213,207
その他未収収益	388,737,074	146,313,415
差入委託証拠金	1,301,618,398	—
流動資産合計	406,934,038,977	346,298,881,723
資産合計	406,934,038,977	346,298,881,723
負債の部		
流動負債		
売付債券	—	894,441,825
派生商品評価勘定	—	185,447,000
未払金	13,124,423,294	18,135,564,647
未払収益分配金	5,541,038,916	4,997,928,261
未払解約金	301,209,589	727,363,534
未払受託者報酬	106,688,673	97,984,197
未払委託者報酬	1,493,641,355	1,371,778,975
その他未払費用	4,405,862	4,059,587
流動負債合計	20,571,407,689	26,414,568,026
負債合計	20,571,407,689	26,414,568,026
純資産の部		
元本等		
元本	615,670,990,761	555,325,362,349
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△229,308,359,473	△235,441,048,652
純資産合計	386,362,631,288	319,884,313,697
負債純資産合計	406,934,038,977	346,298,881,723

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第20特定期間 (自平成19年10月16日 至平成20年4月15日)	第21特定期間 (自平成20年4月16日 至平成20年10月15日)
営業収益		
受取利息	14,243,679,294	12,986,302,606
有価証券売買等損益	△2,647,322,746	△31,209,068,383
派生商品取引等損益	△77,147,546	△7
為替差損益	△66,659,827,661	3,878,999,570
その他収益	208,368,877	207,259,160
営業収益合計	△54,932,249,782	△14,136,507,054
営業費用		
受託者報酬	229,019,468	200,898,011
委託者報酬	3,206,272,590	2,812,572,677
その他費用	32,761,764	36,486,612
営業費用合計	3,468,053,822	3,049,957,300
営業損失(△)	△58,400,303,604	△17,186,464,354
経常損失(△)	△58,400,303,604	△17,186,464,354
当期純損失(△)	△58,400,303,604	△17,186,464,354
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1,497,660,775	412,725,878
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△175,259,030,037	△229,308,359,473
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,026,429,300	23,242,533,332
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,026,429,300	23,242,533,332
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,881,132,214	1,414,850,933
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,881,132,214	1,414,850,933
分配金	11,291,983,693	10,361,181,346
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△229,308,359,473	△235,441,048,652

重要な会計方針に係る事項に関する注記

項目	第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)	第 21 特定期間 (自平成 20 年 4 月 16 日 至平成 20 年 10 月 15 日)
1 .有価証券の評価基準及び 評価方法	<p>国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券・売付債券 個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>	<p>国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券・売付債券 同左</p>
2 .デリバティブの評価基準 及び評価方法	<p>(1) 国債先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、証券取引所の発表する特定期間末日に知りうる直近の日の清算値段によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、国内における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、為替送金に伴う為替予約取引に係るものであります。</p>	<p>為替予約取引 同左</p> <p>同左</p>
3 .外貨建資産・負債の本邦 通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算 投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>外貨建資産・負債の円換算 同左</p>

項目	第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)	第 21 特定期間 (自平成 20 年 4 月 16 日 至平成 20 年 10 月 15 日)
4 .収益及び費用の計上基準	派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左
5 .その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。	外貨建資産等の会計処理 同左

追加型証券投資信託 ニッセイノパトナム・インカムオープン

運用の基本方針

約款第 20 条に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標とした運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、非適格債および外国債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主に米ドル建ての債券に分散投資を行い、インカム・ゲインを中心とした収益の確保に努めます。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円換算ベース) から信託報酬相当分(年率 1.50%) を控除した数値を参考指標とし、長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。

「円換算ベース」とは現地通貨建てベースのインデックスを委託者が円換算したものです。

外貨建て資産につきましては、原則として為替ヘッジを行いません。

(3) 投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の 15% 以下の範囲で行います。

3. 収益分配方針

3 ヶ月に 1 回、決算日(1 月、4 月、7 月、10 月の各月 15 日、但し、休日の場合は翌営業日)に、原則として次のとおり分配を行う方針です。

分配対象額の範囲

利子等収益および売買益(評価益を含む)等の全額

分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益(収益分配に充てず信託財産に留保した収益)については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ニッセイノパトナム・インカムオープン
約 款

(委託者および受託者)

第1条 この信託は、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者としてします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金33,309,800,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第1項、第56条第1項、第57条第1項または第59条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法)

第4条の2 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については33,309,800,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込を受付けないものとします。ただし、第50条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第30条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第32条に規定する予約為替の評価は原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるもの)を含みま

す。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、取扱販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または第 51 条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額等)

第 11 条 委託者は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、最低申込単位を 1 口単位として委託者が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。なお、この場合において、第 50 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を申し出た取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

取扱販売会社は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を 1 口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める自動けいぞく(累積)投資約款による契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益権取得申込者に限り、1 口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

第 1 項および第 2 項の取得申込者は委託者または取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第 51 条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)および取扱販売会社は、当該取得申込の代金(第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

受益権の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。

前各項の規定にかかわらず、受益者が第 50 条第 2 項および第 3 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 43 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益証券の種類)

第 12 条 (削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第 15 条 (削除)

(記名式の受益証券の再交付)

第 16 条 (削除)

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 17 条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第 18 条 (削除)

(運用の指図範囲等)

第 19 条 委託者(第 20 条の 2 に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第 20 条、第 21 条から第 30 条まで、第 32 条、第 38 条、第 39 条および第 41 条について同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを

指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい第9号および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第19条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条第1項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

前項の取扱いは、第23条ないし第26条、第28条、第32条、第38条、第39条、第40条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第20条の2 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。ただし、国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー

アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ポスト・オフィス・スクエア1

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第46条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、委託者および取扱販売会社毎の信託財産の純資産総額に下記の投資顧問報酬率を乗じて得た金額の合計額とします。

委託者および取扱販売会社毎の信託財産の純資産総額	投資顧問報酬率
1,000億円	以下の部分 年0.40%
1,000億円超	2,000億円 以下の部分 年0.375%
2,000億円超	の部分 年0.35%

第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行する

ものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、別に定める要件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第24条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により

借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者(第20条の2に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第34条 (削除)

(混蔵寄託)

第35条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第36条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第37条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。

ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすることも、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第38条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第39条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第40条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる

収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができず。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第41条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第42条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第43条 この信託の計算期間は、毎年1月16日から4月15日まで、4月16日から7月15日まで、7月16日から10月15日まで、10月16日から翌年1月15日までとします。ただし、第1計算期間は、平成10年7月31日から10月15日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第44条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および会計監査費用)

第45条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第46条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た金額とし委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第47条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。)信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。)信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第48条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第49条 受託者は、収益分配金については第50条第1項に規定する支払開始日および第50条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第50条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第50条第6項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第50条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第52条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委

託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、第3項の受益者が自己に帰属する受益権の全部の口数について第54条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第54条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項（第2項および第3項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または取扱販売会社の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関）

第51条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第52条 受益者が、収益分配金については第50条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第50条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第53条 取扱販売会社は、平成11年1月18日以降において、受益者の請求があるときは、1口単位または1万口単位として取扱販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については1口単位）をもってその受益権を買取ります。ただし、次の事由により、平成11年1月17日以前に受益者（受益者死亡の場合には、その相続人）から買取りの請求がある場合には、取扱販売会社は、その受益権を買取ります。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして取扱販売会社が認めるとき

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、買取りの請求を受けられないものとします。

第1項の受益権の買取価額は、買取申込みを受けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う取扱販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

取扱販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（一部解約）

第54条 受益者（取扱販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、平成11年1月18日以降において、委託者に1口単位または1万口単位として委託者または取扱販売会社が定める単位（委託者の自らの募集にかかる受益権（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受けた受益権を除きます。）別に定める契約にかかる受益権または取扱販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成11年1月17日以前に受益者（受益者死亡の場合には、その相続人）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき

4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、一部解約の請求を受付けないものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受託者がするときは、委託者または取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。この場合において、受益者が第1項ただし書きの各号に規定する事由によりその請求をするときは、委託者または取扱販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができます。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第55条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定にかかる受益権総口数の10分の1または30億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第56条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第57条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第58条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第59条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第60条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第60条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨および

その内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第60条の2 第55条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第55条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および取扱販売会社の協議により決定するものとします。

(信託期間の延長)

第61条 (削除)

(公告)

第62条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第63条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第1条 第50条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

附則第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第18条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

附則第3条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成10年7月31日

委託者 東京都千代田区九段南三丁目3番6号
ニッセイアセットマネジメント投信株式会社
取締役社長 橋本 裕

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱信託銀行株式会社
取締役社長 中野 豊士

1. 別に定める要件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券

約款第 21 条第 2 項に規定する「別に定める要件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券」とは、次の(イ)、(ロ)、または(ハ)に掲げる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに外国におけるこれに準ずる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款第 21 条第 1 項に規定するものを除く。)をいうものとします。

- (イ) 金融商品取引法第 24 条の規定に基づき有価証券報告書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。)を継続的に提出している発行会社または金融商品取引法第 5 条に規定する有価証券届出書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。)を提出している発行会社
- (ロ) 会社法に基づく監査(会社法施行の際現に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基いて行なわれた監査を含みます。以下同じ。)が行なわれ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手出来る発行会社
- (ハ) 公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行なわれ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手出来る発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社

2. 約款第 11 条の「自動けいぞく(累積)投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

(50音順)

監査報酬 <small>かんさほうしゅう</small>	ファンドが保有する有価証券や資金などの計理が適正に行われているかなどを監査する監査法人に支払う報酬です。監査報酬は信託財産から支払われます。
基準価額 <small>きじゆんかかく</small>	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割った受益権1口あたりの価額です。当初元本1口=1円のファンドは、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れ有価証券の値動き等により、日々変動します。
個別元本 <small>こべつげんぽん</small>	ファンドの申込価額であり、受益者によってその額は異なります。同一ファンドを複数回購入した場合には、そのつど、加重平均により個別元本が計算し直されます。
純資産総額 <small>じゆんしきんそうかく</small>	ファンドに組入れられている株式や債券などの資産総額から、負債総額を差引いた額。ファンドの規模を示す数字として利用されます。
償還 <small>しょうかん</small>	ファンドが全財産の清算を行い、金銭を受益者に返還することです。ファンドには、満期日の設定された有期限のものと、満期日の設定されていない無期限のものがあり、期限のあるファンドは原則として満期日に償還となります。信託期間中でも、所定の手続きを経て、償還する場合があります（線上償還）。
信託財産 <small>しんたくざいさん</small>	ファンドが保有する有価証券や現金のことです。
信託財産留保額 <small>しんたくざいさんりゆうほかく</small>	換金した受益者から、有価証券を売却するためにかかる費用の相当分を残りの受益者のためにご負担いただく費用です。ファンドによって、信託財産留保額がない場合もあります。
信託報酬 <small>しんたくほうしゅう</small>	ファンドの運用・管理サービスの対価として、投資家が信託財産から間接的にご負担いただく費用です。
登録金融機関 <small>とうろくきんゆうきかん</small>	証券会社以外で、投資信託の販売を行うことができる金融機関のことをいい、銀行、信用金庫、保険会社などが該当します。
ベンチマーク	ファンドの運用目標となる指標。同時に、運用成果を検証する際のパフォーマンス評価基準となります。投資対象によってそれぞれ異なったベンチマークが用いられますが、日本株に投資するファンドの場合はTOPIXや日経平均株価などが代表的です。
ポートフォリオ	個々の投資家が保有またはファンドが投資している金融資産の集合体のことを指します。運用の中身は、株式、債券など様々です。
ポートフォリオマネジャー	運用方針に基づき、市況動向等を踏まえて具体的な組入対象やその構成を決定し、ポートフォリオを構築する運用者のことを言います。ファンド・マネジャーともいいます。
約款 <small>やくかん</small>	個々の投資信託の具体的な仕組や運営・管理などの詳細について規定したものです。委託会社と受託会社は約款に基づいてファンドの運用・管理を行います。法律に定められている約款の主な記載内容は、委託会社、受託会社の業務、受益者の権利、運用方法、償還および収益の分配、信託報酬、手数料などがあります。
有価証券届出書 <small>ゆうかしょうけんとどけでしよ</small>	投資信託を募集する際、財務局に提出しなければならない法定書類のことです。有価証券届出書は公衆縦覧されており、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETWORK http://info.edinet-fsa.go.jp/) においてインターネットでも閲覧することが可能です。

投資信託説明書

(請求目論見書)

2009.01

ニッセイ／パトナム・ インカムオープン

追加型投信／海外／債券

課税上は株式投資信託として取扱われます。



NISSAY
ASSET MANAGEMENT

ニッセイアセットマネジメント株式会社

[本文書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。]

「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」は、主に外国の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落、組入債券の発行体の倒産または財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託の価額は、投資信託が組入れている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなります。

投資信託は、投資元本および利回りの保証はありません。

投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成21年1月15日に関東財務局長に提出しており、平成21年1月16日にその届出の効力が生じております。

投資信託説明書（請求目論見書） 目次

	頁
第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	1
2 【換金（解約）手続等】	2
第3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	3
2 【受益者の権利等】	5
第4 【ファンドの経理状況】	7
1 【財務諸表】	10
2 【ファンドの現況】	44
第5 【設定及び解約の実績】	44

第1【ファンドの沿革】

平成10年7月31日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付を行います（ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、申込みの受付を行いません）。

原則として午後3時（国内の証券取引所が半日立会日の場合は午前11時）までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよび既に受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（取扱販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、取扱販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、取扱販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

申込単位

各取扱販売会社が定める単位とします。

取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

その他

1. ファンドの取得申込者は、取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行い

ます。

- 2．定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
- 3．償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた取扱販売会社で、取得申込を行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は取扱販売会社が独自に定めることができます。
- 4．換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた取扱販売会社で、取得申込を行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は取扱販売会社が独自に定めることができます。
- 5．詳細については、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

換金受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません）。

原則として午後3時（国内の証券取引所が半日立会日の場合は午前11時）までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

換金単位

1口単位あるいは1万口単位です。

取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。

換金価額

< 解約請求の場合 >

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

< 買取請求の場合 >

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う取扱販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「投資信託説明書（交付目論見書） 費用と税金」をご確認ください。

換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

その他

- 1．受益者が解約請求をするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請

求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

受益証券をお手許で保有している方は、換金請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。

(4)【計算期間】

毎年1月16日から4月15日まで、4月16日から7月15日まで、7月16日から10月15日まで、10月16日から翌年1月15日までとします。ただし、第1計算期間は、平成10年7月31日から平成10年10月15日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

(5)【その他】

繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ・ 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定口数の10分の1または30億口を下回ることとなった場合
 - ・ この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・ やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更 4 .」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「 約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までにお支払いします。

約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1.から5.の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「繰上償還 3.」または「約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および取扱販売会社の協議により決定します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの4月および10月の計算期間の末日毎に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを取扱販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と取扱販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、取扱販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用の再委託に関する契約」は、委託会社、投資顧問会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、ファンドの償還日まで存続するものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに取扱販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までに取扱販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

第4 【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月(特定期間)ごとに作成しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20特定期間(平成19年10月16日から平成20年4月15日まで)及び第21特定期間(平成20年4月16日から平成20年10月15日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月30日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員

公認会計士

業務執行社員

吉森裕二



指定社員

公認会計士

業務執行社員

松崎雅則



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ/パトナム・インカムオープンの平成19年10月16日から平成20年4月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ/パトナム・インカムオープンの平成20年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年11月25日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員

公認会計士

業務執行社員

吉益 裕二



指定社員

公認会計士

業務執行社員

松崎 雅則



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ/パトナム・インカムオープンの平成20年4月16日から平成20年10月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ/パトナム・インカムオープンの平成20年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

ニッセイ／パトナム・インカムオープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第20特定期間 (平成20年4月15日現在)	第21特定期間 (平成20年10月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	26,479,824,172	18,659,760,582
コール・ローン	904,099,462	463,987,398
国債証券	28,865,205,262	21,356,564,747
地方債証券	541,306,073	856,265,752
特殊債券	154,816,408,504	130,669,703,985
社債券	189,656,578,511	161,967,219,825
派生商品評価勘定	70,917,000	—
未収入金	311,970,679	8,736,332,190
未収利息	3,542,994,174	3,437,520,622
前払費用	54,379,668	5,213,207
その他未収収益	388,737,074	146,313,415
差入委託証拠金	1,301,618,398	—
流動資産合計	406,934,038,977	346,298,881,723
資産合計	406,934,038,977	346,298,881,723
負債の部		
流動負債		
売付債券	—	894,441,825
派生商品評価勘定	—	185,447,000
未払金	13,124,423,294	18,135,564,647
未払収益分配金	5,541,038,916	4,997,928,261
未払解約金	301,209,589	727,363,534
未払受託者報酬	106,688,673	97,984,197
未払委託者報酬	1,493,641,355	1,371,778,975
その他未払費用	4,405,862	4,059,587
流動負債合計	20,571,407,689	26,414,568,026
負債合計	20,571,407,689	26,414,568,026
純資産の部		
元本等		
元本	615,670,990,761	555,325,362,349
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△229,308,359,473	△235,441,048,652
純資産合計	386,362,631,288	319,884,313,697
負債純資産合計	406,934,038,977	346,298,881,723

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第20特定期間 (自平成19年10月16日 至平成20年4月15日)	第21特定期間 (自平成20年4月16日 至平成20年10月15日)
営業収益		
受取利息	14,243,679,294	12,986,302,606
有価証券売買等損益	△2,647,322,746	△31,209,068,383
派生商品取引等損益	△77,147,546	△7
為替差損益	△66,659,827,661	3,878,999,570
その他収益	208,368,877	207,259,160
営業収益合計	△54,932,249,782	△14,136,507,054
営業費用		
受託者報酬	229,019,468	200,898,011
委託者報酬	3,206,272,590	2,812,572,677
その他費用	32,761,764	36,486,612
営業費用合計	3,468,053,822	3,049,957,300
営業損失(△)	△58,400,303,604	△17,186,464,354
経常損失(△)	△58,400,303,604	△17,186,464,354
当期純損失(△)	△58,400,303,604	△17,186,464,354
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1,497,660,775	412,725,878
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△175,259,030,037	△229,308,359,473
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,026,429,300	23,242,533,332
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,026,429,300	23,242,533,332
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,881,132,214	1,414,850,933
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,881,132,214	1,414,850,933
分配金	11,291,983,693	10,361,181,346
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△229,308,359,473	△235,441,048,652

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)	第 21 特定期間 (自平成 20 年 4 月 16 日 至平成 20 年 10 月 15 日)
1 .有価証券の評価基準及び 評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・ 社債券・売付債券 個別法に基づき、時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、価格情 報会社の提供する価額等で評価し ております。	国債証券・地方債証券・特殊債券・ 社債券・売付債券 同左
2 .デリバティブの評価基準 及び評価方法	(1) 国債先物取引 個別法に基づき、時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、証券取引 所の発表する特定期間末日に知り うる直近の日の清算値段によって おります。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、国内における特 定期間末日の対顧客先物売買相場 の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評 価勘定は、為替送金に伴う為替予 約取引に係るものであります。	同左 為替予約取引 同左 同左
3 .外貨建資産・負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算 投資信託財産に属する外貨建資 産・負債の円換算は、国内における 特定期間末日の対顧客電信売買相 場の仲値によって計算してありま す。	外貨建資産・負債の円換算 同左

項目	第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)	第 21 特定期間 (自平成 20 年 4 月 16 日 至平成 20 年 10 月 15 日)
4 .収益及び費用の計上基準 5 .その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>	<p>派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左</p> <p>外貨建資産等の会計処理 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 20 特定期間 (平成 20 年 4 月 15 日現在)	第 21 特定期間 (平成 20 年 10 月 15 日現在)
1 . 当該特定期間の末日における受益権総数	615,670,990,761 口	555,325,362,349 口
2 . 投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額 元本の欠損	229,308,359,473 円	235,441,048,652 円
3 . 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.6275 円 (6,275 円)	0.5760 円 (5,760 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)	第 21 特定期間 (自平成 20 年 4 月 16 日 至平成 20 年 10 月 15 日)
<p>1 . 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 872,455,493 円</p> <p>2 . 分配金の計算過程 第 38 期 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 1 月 15 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (5,684,929,432 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円) 収益調整金 (42,069,663,881 円) 及び分配準備積立金 (6,899,052,760 円) より、分配対象収益は 54,653,646,703 円 (1 口当たり 0.085531 円) であり、うち 5,750,944,777 円 (1 口当たり 0.0090 円) を分配金額としております。</p> <p>第 39 期 (自平成 20 年 1 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (5,083,073,603 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円) 収益調整金 (40,586,046,428 円) 及び分配準備積立金 (6,549,209,798 円) より、分配対象収益は 52,212,329,829 円 (1 口当たり 0.084806 円) であり、うち 5,541,038,916 円 (1 口当たり 0.0090 円) を分配金額としております。</p>	<p>1 . 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 765,331,783 円</p> <p>2 . 分配金の計算過程 第 40 期 (自平成 20 年 4 月 16 日 至平成 20 年 7 月 15 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (6,116,605,860 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円) 収益調整金 (39,307,839,443 円) 及び分配準備積立金 (5,873,994,723 円) より、分配対象収益は 51,298,440,026 円 (1 口当たり 0.086083 円) であり、うち 5,363,253,085 円 (1 口当たり 0.0090 円) を分配金額としております。</p> <p>第 41 期 (自平成 20 年 7 月 16 日 至平成 20 年 10 月 15 日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (4,642,468,297 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円) 収益調整金 (36,653,065,824 円) 及び分配準備積立金 (6,158,063,339 円) より、分配対象収益は 47,453,597,460 円 (1 口当たり 0.085452 円) であり、うち 4,997,928,261 円 (1 口当たり 0.0090 円) を分配金額としております。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)	第 21 特定期間 (自平成 20 年 4 月 16 日 至平成 20 年 10 月 15 日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)	第 21 特定期間 (自平成 20 年 4 月 16 日 至平成 20 年 10 月 15 日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第 20 特定期間 (平成 20 年 4 月 15 日現在)	第 21 特定期間 (平成 20 年 10 月 15 日現在)
期首元本額	665,685,255,450 円	615,670,990,761 円
期中追加設定元本額	5,895,627,120 円	3,946,080,390 円
期中一部解約元本額	55,909,891,809 円	64,291,708,802 円

2 有価証券関係

第 20 特定期間 (平成 20 年 4 月 15 日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間 (自平成 20 年 1 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日) の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	28,865,205,262	276,947,390
地方債証券	541,306,073	1,584,469
特殊債券	154,816,408,504	1,342,448,582
社債券	189,656,578,511	10,544,602,958
合計	373,879,498,350	8,926,791,456

第 21 特定期間 (平成 20 年 10 月 15 日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間 (自平成 20 年 7 月 16 日 至平成 20 年 10 月 15 日) の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	21,356,564,747	26,424,371
地方債証券	856,265,752	54,010,698
特殊債券	130,669,703,985	1,180,494,359
社債券	161,967,219,825	19,903,466,808
売付債券	894,441,825	24,591,431
合計	313,955,312,484	21,086,956,063

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

<p>第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)</p>	<p>第 21 特定期間 (自平成 20 年 4 月 16 日 至平成 20 年 10 月 15 日)</p>
<p>1. 取引の内容 利用している取引は、債券関連では外国の国債先物取引、及び通貨関連ではその受渡までの期間がごく短い為替予約取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 外国の国債先物取引は、ファンドの運用の効率化を図るため将来の価格変動リスクの回避目的に限定せずに利用する場合があります。また、為替予約取引は、外貨の送回国金のために利用しております。 但し、いずれのデリバティブ取引においても、投機目的の取引は行わない方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 外国の国債先物取引は、ファンド資金の流出入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、ファンドの効率的な運用に資することを目的に利用し、為替予約取引は、外貨の送回国金に利用します。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 利用している取引については、市場リスクすなわち債券価格及び為替相場の変動リスクがあります。なお、当ファンドが行う為替予約取引は、受渡までの期間がごく短期間であること等から、為替相場の変動リスク、及び取引の相手方の契約不履行によるリスクは極めて少ないものであると認識しております。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p>	<p>1. 取引の内容 利用している取引は、通貨関連で、その受渡までの期間がごく短い為替予約取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 為替予約取引は、外貨の送回国金のために利用しております。なお、投機目的の取引は行わない方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 為替予約取引は、外貨の送回国金に利用します。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 利用している取引については、市場リスクすなわち為替相場の変動リスクがあります。なお、当ファンドが行う為替予約取引は、受渡までの期間がごく短期間であること等から、為替相場の変動リスク、及び取引の相手方の契約不履行によるリスクは極めて少ないものであると認識しております。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

第 20 特定期間 (自平成 19 年 10 月 16 日 至平成 20 年 4 月 15 日)	第 21 特定期間 (自平成 20 年 4 月 16 日 至平成 20 年 10 月 15 日)
<p>6 . 取引の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>取引の時価等に関する事項における契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>6 . 取引の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>同左</p>

取引の時価等に関する事項

第 20 特定期間 (平成 20 年 4 月 15 日現在)

通貨関連

区分	種類	契約額等 (円)	契約額等のうち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	7,859,467,000	-	7,788,550,000	70,917,000
	合計	7,859,467,000	-	7,788,550,000	70,917,000

(注) 時価の算定方法

国内における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

- 1 . 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
- 2 . 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

第 21 特定期間（平成 20 年 10 月 15 日現在）

通貨関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち 1 年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	7,540,643,000	-	7,726,090,000	185,447,000
	合計	7,540,643,000	-	7,726,090,000	185,447,000

（注）時価の算定方法

国内における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
国債証券	US TREASURY BOND	9.125	2018/5/15	142,000.00	196,857.44	
	US TREASURY BOND	6.250	2030/5/15	156,810,000.00	194,455,376.70	
	US TREASURY BOND	4.500	2036/2/15	15,000,000.00	15,405,450.00	
	国債証券 計			171,952,000.00	210,057,684.14 (21,356,564,747)	
地方債証券	CHICAGO TRANSIT AUTH	6.899	2040/12/1	4,040,000.00	4,080,642.40	
	MI TOB SETTLEMT TXB-A	7.309	2034/6/1	1,955,000.00	1,558,701.95	
	TOB SETTLEMT FIN-A	7.467	2047/6/1	3,520,000.00	2,782,665.60	
	地方債証券 計			9,515,000.00	8,422,009.95 (856,265,752)	
特殊 債券	FHLMC G01461	6.000	2032/10/1	20,922.03	21,019.94	
	FHLMC GOLD A00074	7.500	2020/1/1	3,133.97	3,376.44	
	FHLMC GOLD A19332	5.500	2034/3/1	5,090,115.06	4,988,312.75	
	FHLMC GOLD A19517	5.500	2034/3/1	2,537,881.99	2,487,124.35	
	FHLMC GOLD A19630	5.500	2034/3/1	4,221,341.12	4,136,914.29	
	FHLMC GOLD A19646	5.500	2034/3/1	6,761,067.11	6,625,845.76	
	FHLMC GOLD A23445	5.000	2034/6/1	584,258.12	556,137.77	
	FHLMC GOLD G01074 7.	7.500	2029/10/1	407,085.47	441,390.56	
	FHLMC GOLD G11752	5.500	2020/7/1	13,878.18	13,805.45	
	FHLMC GOLD J06128	6.000	2021/9/1	67,561.74	68,013.72	
	FHR 3045 DI	4.243	2035/10/15	39,033,092.24	4,166,782.58	
	FNGT 1999-T2 A1	7.49999	2039/1/1	891,607.21	966,965.84	
	FNGT 2000-T6 A1	7.500	2030/6/1	497,869.96	526,701.60	
	FNGT 2001-T1 A1	7.500	2040/10/1	2,141,929.58	2,252,624.48	
	FNGT 2001-T3 A1	7.500	2040/11/1	793,329.84	832,425.12	
	FNGT 2001-T4 A1	7.500	2041/7/1	2,033,444.92	2,148,985.24	
	FNGT 2001-T5 A3	7.49999	2030/6/1	133,664.03	142,949.67	
	FNGT 2001-T7 A1	7.500	2041/2/1	8,751,815.74	9,167,176.89	
	FNGT 2001-T8 A1	7.500	2041/7/1	5,488,753.18	5,796,452.68	
	FNGT 2001-T10 A1	7.000	2041/12/25	7,668,368.18	7,990,056.22	
	FNGT 2001-T10 A2	7.500	2041/12/25	730,623.20	759,804.28	
	FNGT 2001-T12 A2	7.500	2041/8/1	2,212,932.28	2,322,339.64	
	FNGT 2001-T12 I0	0.553	2041/8/1	5,818,072.62	90,703.74	
	FNGT 2002-T1 A1	6.500	2031/11/1	30,783.84	31,158.78	
	FNGT 2002-T1 A3	7.500	2031/11/1	3,829,036.08	4,035,918.89	
	FNGT 2002-T1 I0	0.4231	2031/11/1	7,265,775.46	71,713.19	
	FNGT 2002-T4 A2	7.000	2041/12/1	2,353,517.57	2,450,341.28	
	FNGT 2002-T4 A3	7.500	2041/12/25	5,369,574.50	5,641,650.81	
	FNGT 2002-T4 A4	9.500	2041/12/1	2,800,151.31	3,064,233.58	
	FNGT 2002-T4 I0	0.44828	2041/12/25	32,936,171.76	380,083.41	
	FNGT 2002-T6 A2	7.500	2041/10/25	13,558,322.20	14,210,748.64	
	FNGT 2002-T6 A3	9.500	2041/10/1	1,362,106.42	1,459,565.13	
	FNGT 2002-T12 A3	7.500	2042/5/25	2,406,173.77	2,535,168.72	
	FNGT 2002-T12 A4	9.500	2042/5/1	695,129.80	751,317.14	
	FNGT 2002-T16 A2	7.000	2042/7/25	4,489,045.51	4,699,087.94	
	FNGT 2002-T16 A3	7.500	2042/7/25	11,069,889.02	11,716,149.12	
	FNGT 2002-T18 A4	7.500	2042/8/25	7,801,938.07	8,308,751.96	
	FNGT 2002-T19 A3	7.500	2042/7/25	2,094,314.42	2,238,905.88	
	FNGT 2004-T2 1A3	7.000	2043/11/1	4,888,649.20	5,148,432.01	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNGT 2004-T2 1A4	7.500	2043/11/25	2,995,892.91	3,219,236.72	
	FNGT 2004-T3 1A3	7.000	2044/2/1	1,966,282.81	2,065,521.10	
	FNGT 2004-T3 1A4	7.500	2044/2/25	651,363.52	699,831.47	
	FNGT 2004-T3 PT1	9.05487	2044/1/25	4,017,279.20	4,362,242.96	
	FNMA 50908	6.500	2013/8/1	81,248.22	83,094.99	
	FNMA 190531	7.000	2014/1/1	511.74	535.86	
	FNMA 250056	7.000	2009/6/1	1,199.31	1,224.65	
	FNMA 250675	8.000	2026/9/1	24,320.41	26,383.02	
	FNMA 251625	6.500	2018/3/1	20,803.57	21,283.30	
	FNMA 251885	7.000	2013/7/1	3,425.89	3,617.08	
	FNMA 252172	6.000	2008/12/1	336.71	335.82	
	FNMA 252207	6.500	2019/1/1	25,279.56	25,862.50	
	FNMA 252210	6.500	2019/2/1	3,711.79	3,784.42	
	FNMA 252317	5.500	2009/2/1	10,769.36	10,746.63	
	FNMA 252388	5.500	2009/3/1	1,632.89	1,629.44	
	FNMA 252490	6.000	2009/5/1	60,499.13	60,529.37	
	FNMA 252578	6.000	2009/6/1	2,193.03	2,194.12	
	FNMA 254244	6.000	2012/2/1	306,230.73	313,604.76	
	FNMA 254384	7.000	2017/6/1	8,746.68	9,213.05	
	FNMA 254569	6.000	2012/11/1	249,723.02	256,540.45	
	FNMA 254609	6.000	2012/11/1	166,178.19	170,716.51	
	FNMA 254847	7.000	2033/6/1	64,206.50	66,594.98	
	FNMA 254974	7.000	2033/10/1	64,320.15	66,712.85	
	FNMA 255613	4.500	2034/12/1	87,152.43	79,853.41	
	FNMA 255703	4.500	2035/4/1	53,479.83	48,967.20	
	FNMA 255814	5.500	2035/8/1	3,687,681.32	3,612,747.59	
	FNMA 255840	4.500	2020/9/1	3,660,377.83	3,500,272.88	
	FNMA 255843	5.500	2035/9/1	3,736,435.56	3,660,511.15	
	FNMA 255897	4.500	2035/10/1	20,767,194.58	19,014,858.58	
	FNMA 255899	5.500	2035/10/1	2,404,004.69	2,355,155.30	
	FNMA 256028	4.500	2020/12/1	1,538,814.22	1,471,506.48	
	FNMA 256032	4.500	2035/11/1	283,502.30	259,580.37	
	FNMA 256082	4.500	2021/1/1	715,943.32	684,627.95	
	FNMA 256117	4.500	2036/1/1	3,261,644.41	2,986,426.83	
	FNMA 256172	4.500	2036/2/1	291,838.18	267,212.87	
	FNMA 256297	6.000	2016/6/1	67,327.10	69,769.72	
	FNMA 256398	6.000	2021/9/1	1,284,382.87	1,295,801.03	
	FNMA 256711	5.500	2037/5/1	15,204.89	14,888.02	
	FNMA 303732	6.500	2011/2/1	1,474.56	1,516.14	
	FNMA 303821	6.500	2016/3/1	22,701.14	23,259.58	
	FNMA 303844	7.000	2011/4/1	30,620.32	31,855.54	
	FNMA 313637	8.000	2027/7/1	16,904.57	18,334.18	
	FNMA 323800	7.000	2014/6/1	1,941.93	2,037.74	
	FNMA 324184	6.500	2015/9/1	21,871.88	22,414.95	
	FNMA 357748	5.500	2035/4/1	2,354,855.69	2,307,005.01	
	FNMA 357797	5.500	2035/6/1	9,723,190.91	9,525,615.57	
	FNMA 357852	5.500	2035/7/1	6,109,143.94	5,985,006.09	
FNMA 357867	5.000	2020/7/1	2,557,341.08	2,505,401.46		
FNMA 357933	4.500	2035/8/1	39,701.68	36,351.65		
FNMA 357972	4.500	2035/8/1	2,876,804.10	2,634,059.34		
FNMA 376484	7.000	2012/6/1	570.07	599.29		
FNMA 377366	7.000	2012/4/1	2,566.39	2,693.01		
FNMA 524244	7.000	2014/12/1	97,342.39	102,755.60		
FNMA 527268	7.000	2014/11/1	33,081.81	34,921.48		
FNMA 535103	7.000	2015/1/1	4,966.75	5,242.95		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNMA 535104	7.000	2014/12/1	15,979.10	16,867.69	
	FNMA 555199	7.000	2032/11/1	16,867.74	17,517.99	
	FNMA 575258	5.500	2016/3/1	2,832.80	2,846.08	
	FNMA 648596	7.500	2032/6/1	11,637.79	12,489.21	
	FNMA 650189	6.000	2017/9/1	4,482.42	4,537.64	
	FNMA 655189	9.000	2032/4/1	80,388.97	87,614.33	
	FNMA 688770	7.500	2033/2/1	355,338.41	381,334.96	
	FNMA 689002	5.500	2018/4/1	122,733.39	122,772.66	
	FNMA 691187	6.000	2021/8/1	1,729,734.41	1,745,111.73	
	FNMA 691207	6.000	2021/12/1	1,690,259.39	1,705,285.78	
	FNMA 694046	7.500	2033/3/1	314,439.43	336,877.82	
	FNMA 694047	8.000	2033/3/1	50,424.79	54,291.86	
	FNMA 694770	7.000	2033/4/1	25,192.27	26,129.42	
	FNMA 695542	7.500	2033/4/1	161,748.02	173,290.35	
	FNMA 709458	7.000	2033/7/1	32,914.61	34,139.03	
	FNMA 713300	7.500	2033/6/1	21,132.54	22,640.55	
	FNMA 713315	7.500	2033/7/1	85,945.98	92,079.08	
	FNMA 713316	8.000	2033/7/1	44,334.88	47,734.92	
	FNMA 721344	5.000	2018/6/1	9,615.73	9,465.53	
	FNMA 723863	4.500	2033/7/1	1,017,519.42	933,574.05	
	FNMA 724439	9.000	2027/1/1	385,331.74	425,306.05	
	FNMA 725161	6.500	2034/2/1	9,382,040.57	9,560,862.16	
	FNMA 725537	5.000	2019/6/1	223,800.68	219,886.40	
	FNMA 727421	5.000	2018/9/1	10,130.36	10,071.40	
	FNMA 729747	4.500	2033/7/1	628,238.08	576,408.43	
	FNMA 744239	6.500	2033/10/1	4,922,617.58	5,016,442.67	
	FNMA 745274	5.500	2036/1/1	62,591,159.05	61,319,306.15	
	FNMA 745279	5.000	2021/2/1	101,478.21	99,417.18	
	FNMA 745875	6.500	2036/9/1	229,041.72	232,296.39	
	FNMA 745885	6.000	2036/10/1	1,658,027.30	1,657,248.02	
	FNMA 745948	6.500	2036/10/1	669,192.06	678,701.27	
	FNMA 747380	7.000	2033/10/1	57,369.06	59,503.18	
	FNMA 747587	7.000	2033/11/1	662,524.96	687,170.88	
	FNMA 751808	6.500	2033/10/1	753,755.55	768,122.12	
	FNMA 751965	6.500	2033/11/1	260,135.82	265,094.00	
	FNMA 754772	7.000	2034/1/1	46,868.82	48,612.34	
	FNMA 767621	5.000	2019/2/1	10,223.45	10,063.75	
	FNMA 771948	5.500	2019/2/1	43,851.24	43,865.27	
	FNMA 772379	4.500	2034/5/1	35,926.92	32,918.04	
	FNMA 773358	4.500	2034/5/1	73,351.64	67,208.44	
	FNMA 773979	5.500	2034/3/1	6,503,298.40	6,375,248.45	
	FNMA 776738	4.500	2034/5/1	23,397.61	21,438.06	
	FNMA 779843	4.500	2034/7/1	364,042.62	333,554.05	
	FNMA 781700	4.500	2035/5/1	31,965.71	29,268.44	
	FNMA 784179	4.500	2034/6/1	203,572.99	186,523.75	
	FNMA 794873	4.500	2034/10/1	90,256.11	82,697.16	
	FNMA 797632	4.500	2035/8/1	624,092.69	571,431.73	
FNMA 797680	4.500	2035/10/1	19,272.73	17,658.63		
FNMA 797853	4.500	2035/4/1	45,430.83	41,597.37		
FNMA 800971	5.000	2019/11/1	11,682.51	11,478.18		
FNMA 805529	5.500	2035/8/1	2,009,974.32	1,969,131.63		
FNMA 805626	4.500	2035/12/1	2,881,896.51	2,638,722.05		
FNMA 805924	4.500	2034/11/1	100,291.04	91,891.66		
FNMA 806713	4.500	2035/1/1	734,829.37	673,287.40		
FNMA 808051	4.500	2035/2/1	667,299.99	610,993.21		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNMA 810242	4.500	2035/1/1	357,398.41	327,466.29	
	FNMA 811532	4.500	2020/12/1	1,471,160.04	1,406,811.48	
	FNMA 811575	6.000	2021/7/1	2,904,149.21	2,929,967.05	
	FNMA 814303	4.500	2035/4/1	1,066,585.45	976,586.96	
	FNMA 814379	4.500	2035/3/1	7,283,444.86	6,668,867.73	
	FNMA 815178	4.500	2035/5/1	370,303.16	339,056.97	
	FNMA 815538	4.500	2035/3/1	545,937.73	499,871.49	
	FNMA 815715	4.500	2035/4/1	1,310,201.40	1,199,646.59	
	FNMA 815801	5.500	2035/6/1	1,833,428.02	1,796,172.74	
	FNMA 815946	4.500	2035/5/1	1,695,807.49	1,552,715.24	
	FNMA 816124	4.500	2035/9/1	98,772.88	90,438.41	
	FNMA 816350	4.500	2035/4/1	668,948.68	612,502.78	
	FNMA 816411	4.500	2020/7/1	1,629,730.62	1,558,446.20	
	FNMA 817217	5.500	2035/6/1	4,412,110.18	4,322,456.05	
	FNMA 817356	4.500	2035/7/1	750,733.96	687,387.02	
	FNMA 817421	4.500	2035/8/1	312,972.48	286,563.86	
	FNMA 817503	4.500	2035/9/1	24,891.90	22,791.52	
	FNMA 817627	4.500	2035/11/1	21,391.51	19,586.49	
	FNMA 819725	4.500	2035/4/1	291,994.79	267,356.26	
	FNMA 820045	4.500	2035/4/1	478,925.47	438,513.73	
	FNMA 820234	4.500	2035/6/1	1,147,561.79	1,050,730.51	
	FNMA 820260	4.500	2035/7/1	238,952.88	218,790.03	
	FNMA 820495	5.000	2020/6/1	1,842,380.72	1,804,961.95	
	FNMA 821030	4.500	2035/5/1	900,305.60	824,337.81	
	FNMA 823021	4.500	2035/5/1	916,141.32	838,837.30	
	FNMA 823076	4.500	2035/5/1	820,686.42	751,436.89	
	FNMA 823253	5.500	2035/6/1	2,475,741.93	2,425,434.83	
	FNMA 824323	5.500	2035/6/1	2,248,224.70	2,202,540.74	
	FNMA 824938	4.500	2035/5/1	1,146,831.57	1,050,061.91	
	FNMA 824940	5.500	2035/6/1	1,817,288.75	1,780,361.42	
	FNMA 825161	4.500	2035/8/1	1,787,730.07	1,636,881.38	
	FNMA 825272	4.500	2035/7/1	117,386.35	107,481.28	
	FNMA 825558	5.500	2035/6/1	4,418,081.56	4,328,306.12	
	FNMA 825591	4.500	2035/6/1	437,022.03	400,146.11	
	FNMA 825779	4.500	2035/8/1	1,966,335.85	1,800,416.41	
	FNMA 825829	5.500	2035/7/1	240,977.62	236,080.95	
	FNMA 825874	4.500	2035/8/1	510,111.41	467,068.20	
	FNMA 825900	4.500	2020/10/1	707,189.13	676,256.67	
	FNMA 825925	5.000	2020/10/1	42,629.74	41,763.92	
	FNMA 826606	4.500	2020/8/1	2,089,628.48	1,998,228.11	
	FNMA 826609	4.500	2035/8/1	477,920.94	437,593.96	
	FNMA 826674	4.500	2035/8/1	806,249.44	738,218.10	
	FNMA 826690	5.500	2035/8/1	2,071,499.37	2,029,406.48	
	FNMA 826737	4.500	2020/8/1	1,187,598.87	1,135,653.29	
FNMA 826986	5.500	2035/6/1	2,111,788.17	2,068,876.62		
FNMA 827652	4.500	2035/9/1	676,046.07	619,001.30		
FNMA 827683	4.500	2035/11/1	1,398,496.32	1,280,491.19		
FNMA 827693	4.500	2035/12/1	291,110.00	266,546.13		
FNMA 827749	4.500	2035/6/1	604,066.82	553,476.21		
FNMA 827770	4.500	2035/7/1	845,048.89	773,743.65		
FNMA 828443	4.500	2020/7/1	1,670,228.36	1,597,172.56		
FNMA 828521	4.500	2035/7/1	436,719.34	399,868.95		
FNMA 828647	4.500	2020/8/1	1,482,829.57	1,417,970.59		
FNMA 829037	4.500	2020/7/1	784,806.50	750,479.06		
FNMA 829054	4.500	2020/8/1	257,459.51	246,198.23		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNMA 829068	4.500	2020/8/1	1,707,735.10	1,633,038.76	
	FNMA 829157	4.500	2035/11/1	391,246.91	358,233.49	
	FNMA 829199	4.500	2035/7/1	424,440.42	388,893.53	
	FNMA 829296	4.500	2035/9/1	873,824.42	800,091.11	
	FNMA 829298	4.500	2035/9/1	314,379.10	287,851.79	
	FNMA 829299	4.500	2035/9/1	1,385,362.69	1,268,465.78	
	FNMA 829321	4.500	2035/9/1	1,608,997.66	1,473,230.43	
	FNMA 829423	4.500	2035/12/1	964,433.75	883,054.82	
	FNMA 830625	5.000	2020/7/1	558,930.69	547,578.80	
	FNMA 830642	4.500	2020/8/1	2,141,771.94	2,048,090.82	
	FNMA 830751	4.500	2035/7/1	836,482.41	765,900.02	
	FNMA 830951	5.500	2035/8/1	6,997,617.12	6,855,425.49	
	FNMA 831114	5.500	2035/10/1	2,288,772.30	2,242,264.44	
	FNMA 831130	4.500	2020/10/1	1,381,526.97	1,321,098.97	
	FNMA 831424	6.000	2021/4/1	2,775,799.35	2,800,476.18	
	FNMA 831498	6.000	2021/4/1	5,287,901.07	5,334,910.48	
	FNMA 831521	6.000	2021/5/1	4,740,354.55	4,782,496.25	
	FNMA 831527	6.000	2021/6/1	2,169,615.80	2,188,903.67	
	FNMA 831528	6.000	2021/6/1	3,817,201.74	3,851,136.62	
	FNMA 831654	6.000	2021/7/1	3,613,514.95	3,645,639.05	
	FNMA 831765	6.000	2016/10/1	229,782.36	238,144.14	
	FNMA 831823	5.500	2036/10/1	178,393.57	174,684.76	
	FNMA 832199	4.500	2035/7/1	501,855.44	459,508.87	
	FNMA 832226	4.500	2035/7/1	106,391.27	97,413.97	
	FNMA 832424	4.500	2035/9/1	600,962.26	550,253.06	
	FNMA 832484	5.500	2035/9/1	20,945,254.41	20,519,646.63	
	FNMA 832768	5.500	2035/9/1	7,411,270.68	7,260,673.62	
	FNMA 832836	4.500	2035/9/1	587,230.60	537,680.07	
	FNMA 833014	4.500	2035/9/1	276,416.83	253,092.77	
	FNMA 833036	4.500	2020/9/1	1,382,758.23	1,322,276.37	
	FNMA 833226	4.500	2035/8/1	78,426.22	71,808.61	
	FNMA 833428	4.500	2035/9/1	478,915.32	438,504.44	
	FNMA 833539	4.500	2035/9/1	1,523,613.00	1,395,050.53	
	FNMA 833672	4.500	2035/8/1	742,591.37	679,931.50	
	FNMA 833882	5.000	2020/7/1	214,573.67	210,215.67	
	FNMA 834193	4.500	2035/7/1	495,044.96	453,273.06	
	FNMA 834249	4.500	2035/8/1	528,589.50	483,987.10	
	FNMA 834251	5.500	2035/8/1	3,403,256.59	3,334,102.41	
	FNMA 834637	4.500	2035/8/1	840,442.66	769,526.10	
	FNMA 834650	5.500	2035/8/1	1,632,991.04	1,599,808.66	
	FNMA 834655	4.500	2035/8/1	63,134.61	57,807.31	
	FNMA 834671	5.500	2035/8/1	2,625,105.95	2,571,763.79	
	FNMA 835141	4.500	2035/10/1	2,653,355.29	2,429,465.14	
	FNMA 835146	4.500	2035/9/1	851,071.04	779,257.66	
FNMA 835155	4.500	2035/8/1	399,228.74	365,541.80		
FNMA 835167	5.500	2035/8/1	2,138,241.51	2,094,792.43		
FNMA 835222	4.500	2020/8/1	3,833,873.16	3,666,179.51		
FNMA 835290	4.500	2035/9/1	194,204.53	177,817.55		
FNMA 835698	4.500	2035/9/1	619,229.85	566,979.23		
FNMA 835751	4.500	2035/8/1	162,508.37	148,795.91		
FNMA 835759	4.500	2035/8/1	7,187,495.50	6,581,014.57		
FNMA 835760	4.500	2035/9/1	590,502.96	540,676.32		
FNMA 835780	4.500	2035/9/1	88,474.68	81,009.18		
FNMA 835790	4.500	2035/9/1	833,394.49	763,072.65		
FNMA 835804	4.500	2035/10/1	958,670.81	877,778.16		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNMA 835984	4.500	2035/8/1	927,000.26	848,779.97	
	FNMA 836161	4.500	2035/8/1	136,286.03	124,786.21	
	FNMA 836302	4.500	2035/10/1	182,427.48	167,034.24	
	FNMA 836381	4.500	2020/10/1	1,411,790.02	1,350,038.32	
	FNMA 836653	4.500	2035/10/1	303,974.42	278,325.05	
	FNMA 836777	5.500	2035/10/1	2,144,374.00	2,100,800.31	
	FNMA 837165	4.500	2020/11/1	799,291.58	764,330.56	
	FNMA 837220	4.500	2020/8/1	3,794,952.01	3,628,960.77	
	FNMA 837563	5.500	2035/6/1	16,295,858.10	15,964,726.09	
	FNMA 837578	4.500	2020/8/1	3,742,292.35	3,578,604.45	
	FNMA 837959	5.500	2035/9/1	2,172,322.55	2,128,180.94	
	FNMA 838046	4.500	2035/9/1	216,042.26	197,812.61	
	FNMA 838242	4.500	2035/8/1	1,806,541.66	1,654,105.65	
	FNMA 838263	4.500	2035/9/1	2,801,893.23	2,565,469.46	
	FNMA 838509	4.500	2035/8/1	485,351.17	444,397.23	
	FNMA 838528	4.500	2035/9/1	1,895,240.33	1,735,319.94	
	FNMA 838579	6.500	2035/10/1	576,974.20	585,628.80	
	FNMA 838605	4.500	2035/9/1	648,194.28	593,499.64	
	FNMA 838609	4.500	2035/9/1	504,881.20	462,279.32	
	FNMA 838612	4.500	2035/9/1	145,799.33	133,496.78	
	FNMA 838630	4.500	2035/10/1	8,170,810.08	7,481,357.08	
	FNMA 838658	4.500	2035/11/1	189,237.39	173,269.53	
	FNMA 838736	4.500	2035/9/1	394,777.97	361,466.60	
	FNMA 838877	4.500	2035/6/1	882,297.61	809,508.04	
	FNMA 839068	4.500	2035/10/1	662,231.39	606,352.29	
	FNMA 839240	4.500	2035/9/1	955,845.09	875,190.87	
	FNMA 839277	4.500	2035/9/1	123,073.35	112,688.42	
	FNMA 839466	4.500	2035/9/1	13,454,507.14	12,319,215.76	
	FNMA 839662	4.500	2035/9/1	240,185.90	219,919.01	
	FNMA 839683	4.500	2035/9/1	405,184.51	370,995.04	
	FNMA 840510	4.500	2035/9/1	841,758.34	770,730.76	
	FNMA 840574	4.500	2020/10/1	1,528,111.75	1,461,272.13	
	FNMA 841599	4.500	2035/9/1	567,996.73	520,427.00	
	FNMA 842155	4.500	2035/9/1	3,078,493.26	2,820,669.43	
	FNMA 842189	5.500	2035/11/1	2,204,884.92	2,160,081.63	
	FNMA 842732	4.500	2020/10/1	4,066,062.59	3,888,212.99	
	FNMA 842990	4.500	2035/10/1	1,650,415.49	1,511,153.41	
	FNMA 843098	4.500	2020/10/1	1,630,280.74	1,558,972.26	
	FNMA 843440	4.500	2035/10/1	113,556.16	103,974.29	
	FNMA 843666	4.500	2035/10/1	340,347.40	311,628.88	
	FNMA 843793	4.500	2020/10/1	115,544.36	110,490.44	
	FNMA 843872	4.500	2035/10/1	871,095.08	797,592.07	
	FNMA 843901	4.500	2035/9/1	4,372,083.58	4,003,167.13	
	FNMA 844008	4.500	2035/11/1	811,557.67	743,078.43	
FNMA 844070	4.500	2035/11/1	177,315.40	162,353.52		
FNMA 844248	4.500	2035/11/1	279,644.03	256,047.66		
FNMA 844290	6.000	2020/11/1	2,232,902.97	2,252,753.46		
FNMA 844500	4.500	2035/11/1	516,776.09	473,170.52		
FNMA 844579	6.000	2020/12/1	421,890.38	425,640.98		
FNMA 844796	4.500	2035/9/1	772,740.38	707,536.54		
FNMA 844797	4.500	2035/10/1	151,308.11	138,540.73		
FNMA 844798	4.500	2035/10/1	865,955.93	792,886.56		
FNMA 844799	4.500	2035/10/1	586,357.04	536,880.21		
FNMA 844803	4.500	2035/10/1	258,845.97	237,004.54		
FNMA 844804	4.500	2035/10/1	247,260.19	226,396.37		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNMA 845086	4.500	2035/12/1	1,027,714.30	940,995.75	
	FNMA 845127	4.500	2020/12/1	1,508,107.21	1,442,142.59	
	FNMA 845205	4.500	2035/11/1	138,961.75	127,236.15	
	FNMA 845327	4.500	2035/12/1	2,590,284.08	2,371,715.88	
	FNMA 845336	4.500	2035/12/1	163,305.47	149,525.75	
	FNMA 845378	4.500	2036/1/1	656,817.32	601,395.07	
	FNMA 845490	6.000	2021/6/1	2,257,217.22	2,277,283.86	
	FNMA 845514	6.000	2021/7/1	2,921,817.44	2,947,792.36	
	FNMA 845548	4.500	2035/12/1	116,900.73	107,036.64	
	FNMA 845617	4.500	2035/10/1	835,859.44	765,329.62	
	FNMA 847818	4.500	2035/11/1	27,743.09	25,402.12	
	FNMA 848228	4.500	2035/12/1	122,256.59	111,940.57	
	FNMA 848351	4.500	2020/11/1	1,634,769.30	1,563,264.48	
	FNMA 848501	4.500	2035/12/1	1,656,366.75	1,516,602.51	
	FNMA 849216	4.500	2036/1/1	522,443.65	478,359.85	
	FNMA 850102	4.500	2020/9/1	1,443,798.85	1,380,647.07	
	FNMA 850564	4.500	2036/1/1	669,692.48	613,183.82	
	FNMA 850647	4.500	2036/1/1	578,830.58	529,988.85	
	FNMA 850877	4.500	2020/12/1	2,550,061.80	2,438,522.07	
	FNMA 850906	4.500	2020/12/1	29,339.82	28,056.49	
	FNMA 851469	4.500	2036/1/1	165,053.00	151,125.82	
	FNMA 851529	4.500	2036/2/1	580,081.91	531,134.59	
	FNMA 852587	4.500	2036/2/1	136,856.62	125,308.65	
	FNMA 852737	5.000	2021/1/1	362,953.58	355,581.99	
	FNMA 863956	4.500	2035/12/1	76,211.05	69,780.36	
	FNMA 864018	4.500	2035/12/1	746,662.11	683,658.76	
	FNMA 864457	4.500	2035/12/1	1,480,194.31	1,355,295.49	
	FNMA 864693	4.500	2035/12/1	243,600.76	223,045.72	
	FNMA 866182	4.500	2035/12/1	327,550.77	299,912.03	
	FNMA 866569	4.500	2021/1/1	1,424,830.07	1,362,507.99	
	FNMA 866591	4.500	2036/1/1	1,145,434.68	1,047,706.19	
	FNMA 868244	5.500	2036/3/1	131,249.60	128,520.92	
	FNMA 868688	6.000	2021/4/1	1,759,035.25	1,774,673.05	
	FNMA 868694	4.500	2021/4/1	200,602.93	191,262.85	
	FNMA 868863	4.500	2036/4/1	863,109.93	789,469.38	
	FNMA 869861	6.000	2021/4/1	3,793,141.52	3,826,862.51	
	FNMA 871392	6.000	2021/4/1	2,869,535.86	2,895,046.02	
	FNMA 872088	6.500	2036/6/1	155,500.83	157,710.49	
	FNMA 872641	6.000	2021/6/1	1,732,128.13	1,747,526.73	
	FNMA 879114	6.000	2021/5/1	1,894,952.95	1,911,799.05	
	FNMA 879827	4.500	2035/8/1	735,985.94	673,883.43	
	FNMA 880437	6.000	2021/4/1	4,411,740.94	4,450,961.25	
	FNMA 880623	5.500	2036/4/1	46,676,795.99	45,706,384.99	
	FNMA 880795	6.000	2021/5/1	1,757,537.44	1,773,161.92	
	FNMA 880961	6.000	2021/9/1	2,764,968.43	2,789,548.99	
	FNMA 880975	6.000	2021/10/1	1,444,793.25	1,457,637.44	
	FNMA 883002	6.000	2021/7/1	18,855,874.86	19,023,503.58	
FNMA 884069	6.000	2021/6/1	2,552,259.50	2,574,949.07		
FNMA 885064	5.000	2021/5/1	95,144.15	93,211.77		
FNMA 885563	6.000	2021/8/1	2,281,991.59	2,302,278.48		
FNMA 886568	6.000	2021/8/1	3,465,609.46	3,496,418.68		
FNMA 886606	6.000	2021/8/1	2,939,589.39	2,965,722.32		
FNMA 886804	6.000	2021/9/1	2,886,694.56	2,912,357.25		
FNMA 888268	6.000	2037/3/1	12,456,162.13	12,450,307.63		
FNMA 888285	6.500	2037/3/1	645,935.58	655,114.32		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNMA 888602	6.500	2037/8/1	474,169.93	480,884.17	
	FNMA 888637	6.000	2037/9/1	1,985,797.54	1,984,745.04	
	FNMA 888703	6.500	2037/8/1	76,658,315.97	77,743,797.72	
	FNMA 891213	6.000	2021/6/1	4,518,389.99	4,558,558.47	
	FNMA 892413	6.000	2021/7/1	1,883,444.44	1,900,188.24	
	FNMA 892472	6.000	2021/7/1	1,249,633.73	1,260,742.97	
	FNMA 892514	6.000	2021/8/1	5,507,773.90	5,556,737.95	
	FNMA 893174	6.500	2037/7/1	145,631.05	147,693.18	
	FNMA 893405	6.000	2021/9/1	1,742,441.72	1,757,932.00	
	FNMA 893938	5.000	2021/10/1	527,681.48	515,977.50	
	FNMA 896565	6.000	2021/7/1	2,085,036.54	2,103,572.50	
	FNMA 896586	6.000	2021/7/1	1,919,876.13	1,936,943.82	
	FNMA 896600	6.000	2021/8/1	4,185,279.76	4,222,486.84	
	FNMA 897294	6.000	2021/9/1	2,546,306.62	2,568,943.26	
	FNMA 898140	5.000	2021/8/1	176,557.50	172,641.45	
	FNMA 898540	6.500	2036/9/1	169,462.72	171,870.78	
	FNMA 899898	6.500	2036/9/1	467,995.63	474,645.84	
	FNMA 900103	6.000	2021/8/1	2,522,796.86	2,545,224.45	
	FNMA 900723	6.000	2021/8/1	4,144,168.61	4,181,010.24	
	FNMA 900951	6.500	2036/9/1	149,975.39	152,106.54	
	FNMA 901152	6.000	2021/8/1	2,977,432.69	3,003,902.05	
	FNMA 901164	6.000	2021/9/1	2,153,419.03	2,172,562.91	
	FNMA 903031	6.000	2021/12/1	1,949,332.16	1,966,661.72	
	FNMA 903541	6.000	2021/10/1	21,058,685.05	21,245,896.76	
	FNMA 903760	6.000	2022/1/1	1,424,179.61	1,436,527.23	
	FNMA 904407	5.500	2036/12/1	66,110.97	64,736.52	
	FNMA 907398	6.500	2037/1/1	86,631.53	87,862.56	
	FNMA 907822	5.500	2037/2/1	27,990.19	27,406.87	
	FNMA 908623	5.500	2037/2/1	14,992.12	14,679.68	
	FNMA 908885	5.500	2037/2/1	19,445.92	19,040.66	
	FNMA 917064	5.500	2037/5/1	642.61	629.25	
	FNMA 917865	5.500	2037/3/1	89,778.15	87,907.17	
	FNMA 920567	6.500	2037/2/1	139,792.26	141,771.71	
	FNMA 920938	6.500	2037/1/1	153,931.91	156,119.28	
	FNMA 924932	6.000	2037/8/1	3,247,616.50	3,245,895.23	
	FNMA 928559	5.500	2037/7/1	67.88	66.46	
	FNMA 936453	5.500	2037/5/1	481.91	471.86	
	FNMA 937721	5.500	2037/6/1	2,041.66	1,999.11	
	FNMA 938333	6.500	2037/7/1	3,196,962.68	3,242,231.65	
	FNMA 943472	5.500	2037/8/1	9,378.22	9,182.77	
	FNMA 943723	5.500	2037/9/1	694.35	679.87	
	FNMA 944476	5.500	2037/8/1	348.94	341.66	
	FNMA 944621	5.500	2037/7/1	632,446.39	619,266.20	
	FNMA 945914	5.500	2037/8/1	473.31	463.44	
	FNMA 946775	6.500	2037/9/1	4,957,372.41	5,027,568.80	
	FNMA 946860	6.500	2037/9/1	2,927,528.56	2,968,982.36	
FNMA 946881	6.500	2037/9/1	1,490,199.92	1,511,301.15		
FNMA 946918	6.500	2037/9/1	2,250,059.46	2,281,920.30		
FNMA 946962	6.500	2037/9/1	2,964,543.61	3,006,521.54		
FNMA 947194	6.500	2037/10/1	5,327,027.47	5,402,458.17		
FNMA 947233	6.500	2037/10/1	2,391,961.83	2,425,832.00		
FNMA 947566	6.500	2037/10/1	23,833.28	24,170.75		
FNMA 947692	6.500	2037/10/1	2,827,328.26	2,867,363.22		
FNMA 947744	6.500	2037/10/1	8,106,628.05	8,221,417.90		
FNMA 948876	6.500	2037/9/1	807,991.22	819,432.37		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNMA 953360	6.500	2037/10/1	89,185.21	90,448.07	
	FNMA 955022	5.500	2037/9/1	371,291.59	363,553.87	
	FNMA 956501	6.500	2038/1/1	1,378,786.41	1,398,310.01	
	FNMA 959639	5.500	2037/11/1	1,641.23	1,607.02	
	FNMA 959903	6.500	2037/11/1	3,244,571.05	3,290,514.15	
	FNMA 965537	6.500	2038/1/1	4,281,013.07	4,341,632.19	
	FNMA 966809	6.500	2037/12/1	1,095,818.56	1,111,335.34	
	FNMA 967147	6.500	2038/1/1	2,262,096.99	2,294,128.26	
	FNMA 967162	6.500	2038/1/1	3,503,902.05	3,553,517.29	
	FNMA 967416	6.500	2038/1/1	967,526.38	981,129.79	
	FNMA 968000	6.500	2038/1/1	1,536,345.85	1,557,946.87	
	FNMA 968774	6.500	2038/1/1	908,965.51	921,745.56	
	FNMA 981045	6.500	2038/4/1	583,263.57	591,522.58	
	FNMA TBA	5.000	2038/11/1	8,000,000.00	7,597,440.00	
	FNMA TBA	5.500	2038/11/1	60,000,000.00	58,650,000.00	
	FNMA TBA	6.500	2038/11/1	32,000,000.00	32,389,760.00	
	FNR 2001-29 AI IO	0.446	2041/1/1	10,861,434.72	159,554.47	
	FNR 2001-50 BI	0.44459	2041/10/25	11,409,518.52	142,733.05	
	FNR 2002-14 A1	7.000	2042/1/1	2,855,923.89	2,992,437.05	
	FNR 2002-14 A2	7.500	2042/1/25	6,402,170.46	6,772,343.93	
	FNR 2002-26 A1	7.000	2048/1/1	4,337,497.23	4,534,419.60	
	FNR 2002-26 A2	7.500	2048/1/25	6,192,975.27	6,481,320.19	
	FNR 2002-26 IO	0.23077	2048/1/25	23,199,884.79	169,823.14	
	FNR 2002-33 A2	7.500	2032/6/1	9,408,395.30	10,120,328.55	
	FNR 2003-18 X1	0.67221	2042/12/25	18,452,528.36	221,983.90	
	FNR 2005-65 KI	3.79312	2035/8/25	5,635,039.88	536,793.89	
	FNR 2005-74 SE	2.89312	2035/9/25	52,249,060.59	4,964,705.72	
	FNR 2005-113 DI	4.02312	2036/1/25	79,276,612.05	7,846,006.27	
	FNW 2001-W3 A	7.000	2041/9/1	390,412.84	408,699.77	
	FNW 2001-W3 A10	0.63913	2041/9/1	63,903,158.64	1,010,947.96	
	FNW 2002-W1 2A	7.500	2042/2/25	5,510,660.78	5,830,940.37	
	FNW 2002-W3 A5	7.500	2028/1/1	2,304,901.97	2,439,416.02	
	FNW 2002-W4 A5	7.500	2042/5/25	9,389,164.98	9,952,045.40	
	FNW 2002-W6 2A	7.500	2042/6/1	6,059,689.09	6,417,453.13	
	FNW 2002-W7 A5	7.500	2029/2/1	1,739,971.60	1,846,075.05	
	FNW 2002-W8 A3	7.500	2042/6/25	329,811.59	350,381.93	
	FNW 2003-W1 2A	7.500	2042/12/1	2,414,151.93	2,548,620.18	
	FNW 2003-W2 1A2	7.000	2042/7/1	506,316.00	531,803.94	
	FNW 2003-W2 1A3	7.500	2042/7/25	4,319,795.45	4,588,313.92	
	FNW 2003-W2 110	0.46529	2042/7/1	24,393,423.37	316,870.56	
	FNW 2003-W2 210	0.80808	2042/7/1	50,084,860.80	1,316,230.09	
	FNW 2003-W3 1A1	6.500	2042/8/25	178,596.37	186,399.24	
	FNW 2003-W3 1A2	7.000	2042/8/1	1,117,673.89	1,179,313.60	
	FNW 2003-W3 1A3	7.500	2042/8/25	2,484,456.75	2,666,145.04	
	FNW 2003-W3 110	0.43912	2042/8/25	42,669,717.50	533,798.14	
	FNW 2003-W3 2101	0.68138	2042/6/25	19,828,560.86	428,296.90	
	FNW 2003-W4 3A IO	0.34965	2042/10/25	21,894,981.94	219,606.66	
	FNW 2003-W4 4A	7.500	2042/10/1	874,369.17	932,304.87	
	FNW 2003-W6 2103	0.35200	2042/9/25	29,987,256.64	346,052.93	
	FNW 2003-W6 310	0.368	2042/9/1	28,909,923.43	351,544.66	
FNW 2003-W6 5101	0.6722	2042/9/25	20,473,832.03	357,063.62		
FNW 2003-W6 PT1	9.9977	2042/9/25	1,646,908.78	1,899,017.57		
FNW 2003-W8 1102	1.63472	2042/12/25	38,452,000.67	2,086,405.54		
FNW 2003-W10 110	1.91476	2043/6/25	54,845,662.94	3,125,654.30		
FNW 2003-W10 310	1.93734	2043/6/25	15,232,708.88	887,305.28		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
特殊 債券	FNW 2003-W12 2102	2.22138	2043/6/25	25,835,784.57	1,805,404.61	
	FNW 2003-W14 1102	1.00062	2043/9/25	112,994,211.19	3,534,458.92	
	FNW 2003-W15 2102	1.27138	2043/8/25	110,085,592.49	4,318,657.73	
	FNW 2003-W17 1102	1.14735	2033/8/1	104,898,586.87	3,697,675.15	
	FNW 2003-W18 1102	0.97324	2043/8/25	117,666,393.78	3,754,734.62	
	FNW 2003-W19 1102	1.09267	2033/11/1	75,377,562.00	2,600,525.88	
	FNW 2004-W1 1102	0.51807	2043/11/25	124,507,356.57	2,065,577.03	
	FNW 2004-W1 2A2	7.000	2033/12/1	10,099,030.12	10,623,977.70	
	FNW 2004-W2 5A	7.500	2044/3/25	12,338,653.68	13,094,396.21	
	FNW 2004-W8 3A	7.500	2044/6/25	8,793,042.20	9,366,788.19	
	FNW 2004-W9 2A3	7.500	2044/2/25	5,358,638.93	5,768,574.80	
	FNW 2004-W11 1A4	7.500	2044/5/1	5,287,889.43	5,645,932.42	
	FNW 2004-W12 1A3	7.000	2044/7/1	543,080.18	568,349.70	
	FNW 2004-W12 1A4	7.500	2044/7/1	1,845,250.31	1,986,596.48	
	FNW 2004-W14 2A	7.500	2044/7/1	979,219.87	1,045,346.58	
	FNW 2005-W1 1A4	7.500	2044/10/1	7,419,665.08	8,068,737.38	
	FNW 2005-W3 1A	7.500	2045/3/1	6,703,118.07	6,539,561.98	
	FSPC T-41 2A	6.98377	2032/7/1	305,311.39	320,851.73	
	FSPC T-41 3A	7.500	2032/7/1	8,625,334.29	9,078,509.34	
	FSPC T-42 A5	7.500	2042/2/25	7,227,495.25	7,879,415.30	
	FSPC T-42 A6	9.500	2042/2/1	713,604.93	789,125.73	
	FSPC T-51 2A	7.500	2042/8/25	2,234,870.46	2,359,866.75	
	FSPC T-56 110	0.28154	2043/5/25	23,897,911.19	211,496.50	
	FSPC T-56 210	0.02517	2043/5/25	21,686,686.62	42,939.63	
	FSPC T-56 310	0.35806	2043/5/25	18,425,779.45	207,842.78	
	FSPC T-56 A10	0.52403	2043/5/25	24,627,512.83	382,218.99	
	FSPC T-57 1A3	7.500	2043/7/1	9,813,961.61	9,953,025.44	
	FSPC T-58 4A	7.500	2043/9/25	1,147,864.78	1,212,064.84	
	FSPC T-59 1A2	7.000	2043/10/1	3,284,621.42	3,463,633.28	
	FSPC T-59 1A3	7.500	2043/10/1	12,226,633.86	12,371,763.99	
	FSPC T-60 1A2	7.000	2044/3/1	17,721,968.54	18,591,939.97	
	FSPC T-60 1A3	7.500	2044/3/1	13,641,999.61	14,674,016.88	
	GNMA 4018	6.500	2037/8/1	9,491,562.92	9,582,017.44	
	GNMA 4029	6.500	2037/9/1	777,871.79	785,284.90	
GNMA 4040	6.500	2037/10/1	2,802,518.02	2,829,226.00		
GNMA II 002921	7.500	2030/5/1	16,342.34	17,486.46		
GNR 1998-2 EA	0.000	2028/1/16	70,441.93	57,134.04		
GNR 2007-26 SL	4.31187	2037/5/16	617,324.58	59,584.16		
特殊債券 計				2,691,930,634.41	1,285,233,638.09 (130,669,703,985)	
社債券	AABST 2004-3 A1	3.56688	2034/9/25	544,218.44	528,980.32	
	AABST 2004-6N NOTE	4.750	2035/3/25	236,293.05	23.62	
	ABCMT 2004-C1 C	4.2375	2013/9/20	6,147,000.00	4,870,022.22	
	ABFC 2004-OPT4 A2	3.51688	2034/4/25	726,331.06	584,849.03	
	ABFC 2005-OPT1 B1	5.70688	2035/7/25	1,752,000.00	26,875.68	
	ABFC 2006-OPT3 B	5.70688	2036/11/25	259,000.00	9,018.38	
	ACAP 2003-2A G1	3.8875	2033/9/20	1,828,263.16	914,131.58	
	ACCR 2005-4 A2C	3.41688	2035/12/25	81,000.00	76,872.24	
	ACE 2006-OP2 A2C	3.35688	2036/8/25	269,000.00	179,342.30	
	AEP TEXAS NORTH CO	5.500	2013/3/1	2,375,000.00	2,210,816.25	
	AETNA INC	6.000	2016/6/15	1,060,000.00	947,014.60	
	AFC 1999-2 1A	3.61688	2029/6/25	3,462,680.84	1,592,625.42	
	AGFC CAPITAL TRUST I	6.000	2067/1/15	545,000.00	91,178.50	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	AMERICAN AIRLINES PASS THROUGH TRUST 2001-02	7.858	2011/10/1	1,155,000.00	895,125.00	
	AMERICAN EXPRESS BANK FSB	5.550	2012/10/17	4,345,000.00	3,810,738.80	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP INC	5.850	2018/1/16	1,155,000.00	394,328.55	
	AMERICAN WATER CAPITAL CORP	6.593	2037/10/15	1,130,000.00	885,309.80	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	7.518	2066/6/1	4,890,000.00	3,255,370.80	
	AMERITECH CAPITAL FUNDING CORP	6.250	2009/5/18	1,440,000.00	1,457,092.80	
	AMPCM 2006-1A A	3.56875	2047/9/15	6,910,000.00	2,934,400.60	
	AMSI 2004-R1 A2	3.50688	2034/2/25	715,787.07	593,659.48	
	AMSI 2006-R1 M10	5.70688	2036/3/25	3,448,000.00	183,778.40	
	AMXCA 2004-C C	2.9875	2012/2/15	1,169,487.93	1,118,334.52	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	5.950	2016/9/15	2,758,000.00	2,323,835.64	
	APPALACHIAN POWER CO	5.800	2035/10/1	2,710,000.00	1,888,057.00	
	ARCAP 2003-1A E	7.110	2038/8/1	2,874,000.00	1,824,501.42	
	ARCAP 2004-1A E	6.420	2039/4/1	3,520,137.00	1,973,036.78	
	ARIZONA PUBLIC SERVICE CO	6.500	2012/3/1	2,421,000.00	2,365,438.05	
	ARROW ELECTRONICS INC	7.500	2027/1/15	2,195,000.00	1,998,525.55	
	ASC 1996-MD6 A7	8.63066	2029/11/11	5,367,738.07	5,838,005.59	
	ASC 1997-D5 A5	7.18478	2043/2/11	6,090,351.00	5,323,332.19	
	ASTRAZENECA PLC	5.900	2017/9/15	3,515,000.00	3,212,569.40	
	AT&T INC	4.950	2013/1/15	3,200,000.00	2,883,296.00	
	AT&T INC	5.500	2018/2/1	4,310,000.00	3,484,290.20	
	AT&T INC	6.300	2038/1/15	4,915,000.00	3,652,434.80	
	ATMOS ENERGY CORP	6.350	2017/6/15	1,020,000.00	850,180.20	
	AVNET INC	6.000	2015/9/1	3,095,000.00	2,857,768.25	
	BACM 2002-PB2 XC	0.19785	2035/6/1	31,836,623.68	555,549.08	
	BACM 2004-4 XC	0.16978	2042/7/1	93,185,500.01	1,261,731.67	
	BACM 2004-5 XC	0.1472	2041/11/1	71,262,528.34	751,819.67	
	BACM 2005-1 A5	5.084	2042/11/1	1,807,000.00	1,528,017.27	
	BACM 2005-4 XC IO	0.0836	2045/7/1	335,500,383.30	1,949,257.22	
	BACM 2005-6 A2	5.165	2047/9/1	14,384,000.00	13,677,170.24	
	BACM 2006-1 XC	0.06756	2045/9/1	200,864,948.67	1,187,111.84	
	BACM 2007-2 A2	5.634	2049/4/1	5,737,000.00	5,153,547.10	
	BACM 2007-3 A3	5.65838	2049/6/1	425,000.00	354,734.75	
	BALL 2004-BBA4 G	3.1875	2018/6/15	1,694,000.00	1,641,689.28	
	BALL 2004-BBA4 H	3.4375	2018/6/15	1,145,768.00	1,026,298.77	
	BALL 2005-MIB1 J	3.5375	2022/3/15	5,529,000.00	4,228,689.78	
	BALL 2005-MIB1 K	4.4875	2022/3/15	1,948,000.00	1,380,391.76	
	BANK OF AMERICA CORP	7.750	2015/8/15	663,000.00	645,549.84	
	BANK OF AMERICA CORP	5.650	2018/5/1	5,380,000.00	4,668,387.40	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	4.950	2012/11/1	1,485,000.00	1,412,235.00	
	BANKAMERICA CAPITAL III	3.36063	2027/1/15	1,845,000.00	1,403,786.70	
	BARCLAYS BANK PLC	3.3125	2099/12/31	3,970,000.00	2,416,102.30	
	BAVAT 2005-LJ2 C	4.920	2014/2/25	851,000.00	826,703.95	
	BAVAT 2005-LJ2 D	5.270	2014/2/25	1,700,000.00	1,526,260.00	
	BAYC 2004-2 IO	2.220	2034/8/25	15,323,127.70	553,164.90	
	BAYC 2004-3 IO	1.600	2035/1/25	12,249,824.47	442,218.66	
	BAYC 2005-1A IO	1.600	2035/4/25	18,612,723.28	876,659.26	
BAYC 2005-3A IO	1.600	2035/11/25	44,271,849.54	2,727,145.93		
BAYC 2006-2A IO	1.7976	2036/5/26	3,246,682.55	231,488.46		
BAYC 2007-1 SIO	1.21081	2037/3/25	20,210,151.62	1,806,787.55		
BAYV 2004-B M2	7.50875	2039/5/28	621,934.20	428,469.12		
BAYV 2004-D A	4.09875	2044/8/28	3,926,489.22	3,411,058.98		
BEAR STEARNS COS LLC	6.950	2012/8/10	500,000.00	491,120.00		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	BEAR STEARNS COS LLC	6.400	2017/10/2	2,285,000.00	2,056,911.30	
	BEAR STEARNS COS LLC	7.250	2018/2/1	2,100,000.00	1,996,050.00	
	BEAVER VALLEY II FUNDING	9.000	2017/6/1	2,833,000.00	3,007,484.47	
	BFAT 2003-SSRA M	4.55688	2038/10/25	1,857,986.28	1,356,329.98	
	BHP BILLITON FINANCE LTD	5.125	2012/3/29	430,000.00	417,921.30	
	BHP BILLITON FINANCE LTD	5.400	2017/3/29	855,000.00	738,138.60	
	BOARDWALK PIPELINES LP	5.875	2016/11/15	3,215,000.00	2,564,476.90	
	BOSPHORUS FINANCIAL SERVICES LTD	4.60438	2012/2/15	8,138,375.00	7,854,182.94	
	BSABS 2003-1 A1	3.70688	2042/11/25	690,480.10	580,044.71	
	BSABS 2003-3 A2	3.79688	2043/6/15	3,894,029.37	3,465,491.43	
	BSABS 2005-3 A1	3.65688	2035/9/25	1,676,204.74	1,507,226.54	
	BSABS 2006-EC1 M9	5.20688	2035/12/25	1,780,000.00	35,600.00	
	BSABS 2006-HE2 M10	5.45688	2036/2/25	100,000.00	2,527.00	
	BSABS 2006-PC1 M9	4.95688	2035/12/25	1,290,000.00	12,900.00	
	BSCMS 2000-WF2 F	8.4473	2032/10/1	1,862,000.00	1,539,129.20	
	BSCMS 2004-PR31 X1	0.33775	2041/2/1	25,800,038.03	365,586.53	
	BSCMS 2004-PWR4 A3	5.468	2041/6/1	17,668,000.00	15,391,654.88	
	BSCMS 2004-PWR4 X	0.23494	2041/6/1	97,660,613.29	352,554.81	
	BSCMS 2004-PWR5 X1 IO	0.22121	2042/7/1	135,979,226.72	2,236,858.27	
	BSCMS 2004-PWR6 X1	0.21687	2041/11/1	83,664,835.42	1,167,124.45	
	BSCMS 2004-T16 A6	4.750	2046/2/1	17,668,000.00	14,702,956.24	
	BSCMS 2004-T16 X1	0.22887	2046/2/1	36,430,641.97	554,110.06	
	BSCMS 2005-PW10 X1 IO P/P 144A	0.07242	2040/12/1	163,326,964.45	573,277.64	
	BSCMS 2005-PWR9 X1 IO	0.10501	2042/9/1	153,518,560.47	1,243,500.33	
	BSCMS 2006-PW14 X1	0.07684	2038/12/1	20,092,726.84	291,947.32	
	BSCMS 2006-PW14 XW	0.68935	2038/12/1	18,685,353.88	676,222.95	
	BSCMS 2007-PW17 A3	5.736	2050/6/1	5,251,000.00	4,398,972.74	
	BSCMS 2007-PW17 A4	5.694	2050/6/1	2,543,000.00	1,977,996.26	
	BSSBC 2006-1A A10	1.000	2034/1/1	7,467,000.00	92,142.78	
	CANADIAN NATIONAL RAILWAY CO	5.550	2018/5/15	1,465,000.00	1,256,457.25	
	CAPITAL ONE CAPITAL III	7.686	2036/8/15	2,910,000.00	1,225,953.90	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	3.09688	2009/9/10	575,000.00	537,550.25	
	CARAT 2005-1 D	6.500	2012/5/15	5,901,000.00	5,425,202.37	
	CARAT 2006-1 D	7.160	2013/1/15	1,200,000.00	1,129,668.00	
	CATERPILLAR FINANCIAL SERVICES CORP	5.450	2018/4/15	3,005,000.00	2,554,520.45	
	CCMSC 1998-1 H	6.340	2030/5/1	6,485,000.00	3,567,203.95	
	CCMSC 2000-3 A2	7.319	2032/10/1	5,272,105.34	5,249,277.11	
	CD 2006-CD2 X	0.12794	2046/1/1	217,534,212.88	859,260.14	
	CD 2006-CD3 A4	5.658	2048/10/1	269,000.00	222,691.65	
	CENTERPOINT ENERGY RESOURCES CORP	7.750	2011/2/15	3,535,000.00	3,353,442.40	
	CGCMT 2004-C2 XC	0.25307	2041/10/1	129,359,158.22	2,711,367.95	
CGCMT 2005-C3 XC	0.13773	2043/5/1	475,119,433.42	4,086,027.12		
CGCMT 2006-C5 XC	0.08454	2049/10/1	139,691,856.14	1,610,647.08		
CHAIT 2007-A16 A16	3.11875	2014/6/16	71,761,000.00	65,649,115.63		
CHESAPEAKE ENERGY CORP	7.625	2013/7/15	1,330,000.00	1,117,200.00		
CHEVRON PHILLIPS CHEMICAL CO LLC	7.000	2011/3/15	250,000.00	258,040.00		
CHUBB CORP	5.750	2018/5/15	385,000.00	316,454.60		
CHUBB CORP	6.500	2038/5/15	1,420,000.00	1,104,291.40		
CIT GROUP INC	5.000	2014/2/13	5,345,000.00	2,427,111.05		
CIT GROUP INC	5.000	2015/2/1	1,535,000.00	642,336.10		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	CITIGROUP INC	6.500	2013/8/19	2,310,000.00	2,196,625.20	
	CITIGROUP INC	5.000	2014/9/15	3,205,000.00	2,396,955.40	
	CITIGROUP INC	6.125	2018/5/15	9,995,000.00	8,625,385.15	
	CITIGROUP INC	6.875	2038/3/5	1,670,000.00	1,451,680.90	
	CLEVELAND ELECTRIC ILLUMINATING CO	7.880	2017/11/1	1,970,000.00	1,945,572.00	
	CMAC 1998-C1 F	6.230	2031/7/1	7,275,000.00	6,452,343.00	
	CMAC 1998-C2 F	5.440	2030/9/1	9,339,000.00	8,197,213.86	
	CMLTI 2005-OPT1 M1	3.62688	2035/2/25	116,777.99	87,791.35	
	CMS ENERGY CORP	6.550	2017/7/17	4,335,000.00	3,387,065.55	
	CNA FINANCIAL CORP	6.000	2011/8/15	1,300,000.00	1,248,520.00	
	CNA FINANCIAL CORP	6.500	2016/8/15	1,300,000.00	1,089,608.00	
	CNF 2000-2 A5	8.850	2030/12/1	7,099,235.21	5,642,046.19	
	CNF 2000-4 A6	8.310	2032/5/1	19,548,102.46	14,743,374.34	
	CNF 2000-5 A6	7.960	2032/2/1	10,644,895.80	8,197,634.25	
	CNF 2001-1 A5	6.990	2032/7/1	1,132,931.26	1,023,025.59	
	CNF 2001-3 A4	6.910	2033/5/1	2,722,603.03	2,520,504.20	
	CNF 2001-4 A4	7.360	2033/9/1	1,025,313.07	947,563.57	
	CNF 2002-1 A	6.681	2033/12/1	2,584,247.84	2,490,904.80	
	CNF 2002-2 A10	8.500	2033/3/1	3,612,807.12	397,408.76	
	CNLF 1999-1 A2	7.645	2014/6/1	3,312,512.96	3,371,210.68	
	COMCAST CABLE HOLDINGS LLC	9.800	2012/2/1	3,070,000.00	3,272,067.40	
	COMCAST CORP	6.950	2037/8/15	250,000.00	190,882.50	
	COMCAST CORP	6.400	2038/5/15	2,260,000.00	1,614,024.20	
	COMM 2003-LB1A X1	0.45406	2038/6/1	31,127,033.04	1,118,394.29	
	COMM 2004-LB3A A5	5.28129	2037/7/1	7,394,000.00	6,396,549.40	
	COMM 2005-C6 XC IO	0.08805	2044/6/1	320,962,804.71	1,736,408.77	
	COMM 2006-C8 XS	0.07766	2046/12/1	57,862,885.02	583,257.88	
	COMM 2006-CNL H	5.5699	2019/2/1	3,592,000.00	2,913,327.52	
	COMM 2006-CNL J	5.5699	2019/2/1	2,652,000.00	2,067,340.08	
	COMM 2007-C9 A4	5.81631	2049/12/1	49,479,000.00	38,931,561.57	
	COMMONWEALTH EDISON CO	6.150	2017/9/15	580,000.00	516,733.60	
	COMMONWEALTH EDISON CO	5.800	2018/3/15	2,545,000.00	2,190,761.45	
	COMMONWEALTH EDISON CO	5.900	2036/3/15	690,000.00	522,882.00	
	CONOCOPHILLIPS	5.200	2018/5/15	720,000.00	617,500.80	
	CONOCOPHILLIPS	5.900	2038/5/15	1,520,000.00	1,204,037.60	
	CONSOLIDATED NATURAL GAS CO	5.000	2014/12/1	3,290,000.00	2,844,336.60	
	CONSUMERS ENERGY CO	5.650	2018/9/15	705,000.00	594,089.40	
	CONTINENTAL AIRLINES INC	6.320	2008/11/1	1,000,000.00	998,000.00	
	CONTINENTAL AIRLINES INC	6.563	2012/2/15	5,000.00	4,350.00	
	CONTINENTAL AIRLINES INC	6.648	2017/9/15	3,728,816.81	3,132,206.10	
	CONTINENTAL AIRLINES INC	6.900	2018/1/2	604,109.63	459,123.31	
	CONTINENTAL AIRLINES INC	6.545	2019/2/2	372,510.52	312,908.83	
	COX ENTERPRISES INC	7.875	2010/9/15	3,145,000.00	3,110,405.00	
	CREDIT SUISSE GUERNSEY LTD	5.860	2049/5/29	476,000.00	287,446.88	
	CRESI 2006 A C P/P 144A	3.80688	2017/3/25	2,493,000.00	2,173,148.10	
	CRESI 2006 A D 144A P/P	4.00688	2017/3/25	844,000.00	696,722.00	
	CREST 2003-2A D2	6.7228	2038/12/28	4,015,000.00	2,609,750.00	
	CSFB 1997-C2 F	7.460	2035/1/11	4,056,000.00	3,785,870.40	
	CSFB 2001-CK1 AY	0.90035	2035/12/1	118,840,685.06	1,506,899.88	
	CSFB 2002-CP3 AX	0.49693	2035/7/1	62,098,942.75	2,161,664.19	
CSFB 2003-C3 AX	0.57619	2038/5/1	224,834,713.05	8,453,785.18		
CSFB 2004-C3 A3	4.302	2036/7/1	1,409,000.00	1,377,424.31		
CSFB 2004-C3 A5	5.113	2036/7/1	23,706,000.00	20,147,729.40		
CSFB 2004-C3 AX	0.41003	2036/7/1	211,455,027.47	2,922,308.47		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	CSFB 2004-C4 AX	0.26953	2039/10/1	62,960,009.56	1,242,200.98	
	CSFB 2004-C5 AX	0.21611	2037/11/1	141,794,502.74	2,407,670.65	
	CSFB 2004-FR1N A	5.000	2034/11/1	462,591.17	37,007.29	
	CSFB 2005-C2 A4	4.832	2037/4/1	12,700,000.00	10,417,429.00	
	CSFB 2005-C5 A4	5.100	2038/8/1	18,650,000.00	15,366,108.00	
	CSFB 2005-TF2A J	3.3875	2020/9/15	1,272,213.28	1,174,570.91	
	CSMC 2006-C3 AX	0.03087	2038/6/1	386,190,835.94	251,024.04	
	CSMC 2006-C5 AX	0.10903	2039/12/1	36,838,653.17	517,214.69	
	CVS PASS-THROUGH TRUST	6.117	2013/1/10	2,531,404.20	2,543,453.65	
	CVS/CAREMARK CORP	6.302	2037/6/1	2,400,000.00	1,824,000.00	
	CWALT 2005-24 1AX	1.2216	2035/7/1	29,545,297.78	665,655.55	
	CWHL 2005-2 2X	2.62269	2035/3/1	31,957,080.98	681,324.96	
	CWHL 2005-9 1X	2.66052	2035/5/1	29,915,149.86	702,108.56	
	CWHL 2005-R2 2A3	8.000	2035/6/1	2,359,073.37	2,222,129.16	
	CWL 2004-6 1A2	3.57688	2034/12/25	1,453,253.88	1,203,003.56	
	CWL 2005-14 3A2	3.44688	2036/4/25	65,769.97	61,624.48	
	DAIMLER FINANCE NORTH AMERICA LLC	7.200	2009/9/1	55,000.00	52,602.55	
	DAIMLER FINANCE NORTH AMERICA LLC	5.750	2011/9/8	4,600,000.00	4,220,316.00	
	DAIMLER FINANCE NORTH AMERICA LLC	6.500	2013/11/15	5,065,000.00	4,586,661.40	
	DAYTON POWER & LIGHT CO	5.125	2013/10/1	2,185,000.00	2,115,254.80	
	DELTA AIR LINES INC	6.821	2022/8/10	1,322,934.29	1,005,430.06	
	DEUTSCHE BANK AG/LONDON	4.875	2013/5/20	1,520,000.00	1,413,402.40	
	DEUTSCHE BANK CAPITAL FUNDING TRUST VII	5.628	2049/1/19	3,300,000.00	2,157,342.00	
	DEVELOPERS DIVERSIFIED REALTY CORP	5.375	2012/10/15	1,595,000.00	1,292,460.40	
	DIAGEO INVESTMENT CORP	8.000	2022/9/15	4,985,000.00	4,952,747.05	
	DLJCM 1998-CF2 B3	6.040	2031/11/1	2,354,990.00	2,213,337.35	
	DLJCM 1999-CG2 B3	6.100	2032/6/1	5,159,000.00	4,989,836.39	
	DLJCM 1999-CG2 B4	6.100	2032/6/1	10,626,000.00	9,815,342.46	
	DLJCM 2000-CF1 A1B	7.620	2033/6/1	27,767,474.85	27,838,281.91	
	DMARC 1998-C1 X I/O	0.77566	2031/6/1	572,917.88	15,147.94	
	DOMINION RESOURCES INC/VA	6.000	2017/11/30	1,770,000.00	1,510,411.80	
	DOMINION RESOURCES INC/VA	6.300	2066/9/30	2,990,000.00	2,535,250.90	
	DR HORTON INC	7.875	2011/8/15	755,000.00	637,975.00	
	DR HORTON INC	5.875	2013/7/1	1,710,000.00	1,239,750.00	
	DUKE ENERGY CAROLINAS LLC	6.050	2038/4/15	1,600,000.00	1,385,696.00	
	DUKE ENERGY CORP	6.250	2018/6/15	1,965,000.00	1,769,934.45	
	DUKE REALTY LP	6.250	2013/5/15	720,000.00	642,477.60	
	DUKE REALTY LP	6.500	2018/1/15	1,140,000.00	865,590.60	
	DUNKN 2006-1 M1	8.285	2031/6/20	1,311,000.00	981,427.71	
	EATON CORP	5.600	2018/5/15	1,135,000.00	1,012,976.15	
	ENERGY GULF STATES INC	5.250	2015/8/1	2,920,000.00	2,532,107.20	
ENTERPRISE PRODUCTS OPERATING LP	8.375	2066/8/1	2,335,000.00	1,910,964.00		
ENTERPRISE PRODUCTS OPERATING LP	7.034	2068/1/15	1,425,000.00	1,023,435.00		
EOG RESOURCES INC	5.875	2017/9/15	745,000.00	657,320.95		
EQUITY ONE INC	5.375	2015/10/15	1,720,000.00	1,379,182.00		
ESTEE LAUDER COS INC	5.550	2017/5/15	755,000.00	698,065.45		
ESTEE LAUDER COS INC	6.000	2037/5/15	2,850,000.00	2,425,606.50		
FFCA 1999-1A C1	7.590	2025/9/1	2,390,000.00	2,158,552.40		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	FFCA 2000-1 A2 144A	7.770	2027/9/1	2,080,680.17	1,758,382.79	
	FFML 2006-FF7 2A3	3.35688	2036/5/25	434,000.00	346,023.86	
	FHLT 2005-E 2A4	3.53688	2036/1/25	593,000.00	490,179.73	
	FISERV INC	6.125	2012/11/20	1,840,000.00	1,765,792.80	
	FISERV INC	6.800	2017/11/20	1,840,000.00	1,696,848.00	
	FLEET CAPITAL TRUST V	3.87625	2028/12/18	4,245,000.00	3,277,989.00	
	FLORIDA POWER CORP	5.900	2033/3/1	845,000.00	705,667.95	
	FLORIDA POWER CORP	6.400	2038/6/15	430,000.00	380,197.40	
	FMIC 2005-1 M3	3.74688	2035/3/25	2,680,000.00	2,446,545.20	
	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	6.375	2008/11/5	1,400,000.00	1,347,794.00	
	FOREST OIL CORP	8.000	2011/12/15	2,335,000.00	2,241,600.00	
	FORT POINT A2	3.860	2038/12/2	1,321,000.00	79,260.00	
	FOX E 2003-1A A1	3.31875	2015/12/15	5,000,000.00	4,694,500.00	
	FRANCE TELECOM SA	8.500	2031/3/1	1,910,000.00	1,828,061.00	
	FREEMPORT-MCMORAN COPPER & GOLD INC	8.375	2017/4/1	1,265,000.00	1,056,275.00	
	FUBOA 2001-C1 I03	1.94907	2033/3/1	96,005,921.13	2,758,250.11	
	FULB 1997-C2 F	7.500	2029/11/1	9,668,000.00	8,151,284.16	
	FULB 1997-C2 G	7.500	2029/11/1	3,127,000.00	2,067,290.97	
	FUND AMERICAN COS INC	5.875	2013/5/15	4,320,000.00	3,211,272.00	
	GCCFC 2003-C2 A4	4.915	2036/1/1	5,422,000.00	4,667,366.04	
	GCCFC 2005-GG3 A3	4.569	2042/8/1	14,134,000.00	12,805,969.36	
	GCCFC 2005-GG3 XC	0.2286	2042/8/1	119,207,896.15	1,614,074.91	
	GCCFC 2005-GG5 A5	5.224	2037/4/1	18,650,000.00	15,424,296.00	
	GCCFC 2005-GG5 XC	0.06225	2037/4/1	734,913,335.66	2,366,420.94	
	GCCFC 2007-GG11 A4	5.736	2049/12/1	20,000,000.00	15,501,800.00	
	GEBL 2004-2A C	3.3375	2032/12/15	818,602.63	485,022.05	
	GEBL 2004-2A D	5.2375	2032/12/15	1,343,782.35	309,069.94	
	GECAF 2004-1A B	4.05688	2018/1/25	169,566.75	149,218.74	
	GECAF 2005-1A C	4.50688	2019/8/26	6,885,000.00	4,268,700.00	
	GENERAL ELECTRIC CAPITAL CORP	5.625	2017/9/15	340,000.00	292,321.80	
	GENERAL ELECTRIC CAPITAL CORP	5.875	2038/1/14	12,000,000.00	9,089,280.00	
	GENERAL ELECTRIC CAPITAL CORP	6.375	2067/11/15	15,090,000.00	10,225,285.80	
	GEORGIA-PACIFIC LLC	8.125	2011/5/15	2,570,000.00	2,313,000.00	
	GEORGIA-PACIFIC LLC	9.500	2011/12/1	778,000.00	729,375.00	
	GLAXOSMITHKLINE CAPITAL INC	5.650	2018/5/15	2,720,000.00	2,445,579.20	
	GMACC 1997-C1 X	1.35487	2029/7/1	6,757,428.89	313,274.40	
	GMACC 1999-C3 F	8.14229	2036/8/1	1,586,000.00	1,589,949.14	
	GMACC 2003-C3 A4	5.023	2040/4/1	10,679,000.00	9,215,229.47	
	GMACC 2006-C1 XC IO P/P 144A	0.09152	2045/11/1	325,354,712.11	1,721,126.42	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	5.450	2012/11/1	2,345,000.00	2,064,983.55	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	6.150	2018/4/1	1,555,000.00	1,341,405.20	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	6.750	2037/10/1	4,145,000.00	2,829,667.15	
GPMF 2005-AR1 X1	3.11657	2045/6/1	20,956,659.34	576,308.13		
GPMH 1999-5 A4	7.590	2028/11/1	2,323,887.48	2,337,017.42		
GPMH 2000-3 IA	8.450	2031/6/1	6,932,942.45	6,177,113.05		
GRAN 2003-3 1C	4.23625	2044/1/20	2,080,241.03	2,030,211.23		
GSMPS 2005-RP2 1A2	7.500	2035/3/1	3,442,693.44	3,381,447.92		
GSMPS 2005-RP2 1A3	8.000	2035/3/1	3,042,064.06	3,035,219.41		
GSMPS 2005-RP3 1A2	7.500	2035/9/1	2,580,609.10	2,494,700.62		
GSMPS 2005-RP3 1A3	8.000	2035/9/1	3,182,609.38	3,149,764.85		
GSMPS 2005-RP3 1A4	8.500	2035/9/1	960,712.70	969,580.07		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	GSMS 2003-C1 X1	0.23964	2040/1/1	48,467,495.89	960,141.09	
	GSMS 2004-C1 X1	0.31167	2028/10/1	46,236,732.20	269,560.14	
	GSMS 2004-GG2 XC	0.20214	2038/8/1	87,595,620.53	732,299.38	
	GSMS 2005-GG4 A4	4.761	2039/7/1	1,413,000.00	1,149,291.81	
	GSMS 2005-GG4 XC	0.19421	2039/7/1	434,708,774.10	6,859,704.45	
	GSMS 2006-GG6 XC	0.04624	2038/4/1	398,395,303.90	1,035,827.79	
	GSMS 2007-GG10 A3	5.79919	2045/8/1	786,000.00	660,491.52	
	GSR 2005-AR2 2A1	4.83801	2035/4/1	2,772,746.34	2,536,175.62	
	GSTR 2002-2A BFL	5.20688	2037/10/25	663,734.24	544,262.07	
	GT 1996-7 M1	7.700	2027/10/15	382,000.00	337,890.46	
	GT 1996-9 M1	7.630	2027/8/15	18,099,000.00	15,855,628.95	
	GT 1997-4 A7	7.360	2029/2/15	1,448,085.23	1,454,080.30	
	GT 1997-6 A8	7.070	2029/1/15	2,173,253.92	2,151,738.70	
	GT 1997-6 A9	7.550	2029/1/15	2,118,881.33	2,087,098.11	
	GT 1997-6 M1	7.210	2029/1/15	2,239,000.00	1,556,060.22	
	GT 1997-7 A8	6.860	2029/7/15	920,414.74	909,839.17	
	GT 1999-1 A5	6.110	2023/9/1	1,914,255.71	1,899,592.51	
	GT 1999-3 A6	6.500	2031/2/1	113,565.91	113,326.28	
	GT 1999-3 A7	6.740	2031/2/1	6,751,000.00	6,197,080.45	
	GT 1999-5 A5	7.860	2030/3/1	2,432,054.64	2,059,488.17	
	HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP INC	8.125	2068/6/15	2,605,000.00	1,406,335.30	
	HASCN 2005-OP1A A P/P 144A	6.250	2035/11/26	913,941.70	91,394.17	
	HCP INC	6.000	2017/1/30	1,850,000.00	1,402,115.00	
	HCP INC	6.700	2018/1/30	150,000.00	118,842.00	
	HEALTH CARE REIT INC	6.000	2013/11/15	700,000.00	627,060.00	
	HEAT 2006-1 2A4	3.53688	2036/4/25	285,000.00	224,029.95	
	HESS CORP	7.875	2029/10/1	1,686,000.00	1,517,163.96	
	HISTORIC TW INC	9.125	2013/1/15	2,290,000.00	2,302,846.90	
	HISTORIC TW INC	9.150	2023/2/1	3,840,000.00	3,636,518.40	
	HITS 2003-1A A	3.3025	2036/11/6	6,811,240.61	3,065,058.27	
	HJ HEINZ CO	5.350	2013/7/15	635,000.00	599,833.70	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	5.300	2018/3/1	1,120,000.00	1,007,014.40	
	HOSPIRA INC	5.550	2012/3/30	2,190,000.00	2,202,395.40	
	HOSPIRA INC	6.050	2017/3/30	97,000.00	89,618.30	
	HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	6.750	2013/2/15	1,885,000.00	1,677,216.45	
	HRPT PROPERTIES TRUST	5.750	2014/2/15	245,000.00	207,889.85	
	HRPT PROPERTIES TRUST	6.250	2016/8/15	2,425,000.00	1,983,698.50	
	HSBC BANK USA NA	7.000	2039/1/15	1,810,000.00	1,594,827.20	
	HSBC FINANCE CAPITAL TRUST IX	5.911	2035/11/30	10,700,000.00	6,044,323.00	
	HSBC HOLDINGS PLC	6.500	2037/9/15	5,410,000.00	4,579,510.90	
	IMSA 2007-2 1A1A	3.31688	2037/5/25	412,890.63	354,693.69	
INDEPENDENCE COMMUNITY BANK CORP	5.26375	2013/6/20	1,255,000.00	558,675.80		
INDIANAPOLIS POWER & LIGHT CO	6.300	2013/7/1	1,440,000.00	1,423,958.40		
INDIANTOWN COGENERATION LP	9.770	2020/12/15	2,200,000.00	2,292,994.00		
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	7.625	2018/10/15	1,520,000.00	1,520,501.60		
INTERNATIONAL PAPER CO	7.400	2014/6/15	15,000.00	14,008.65		
INTERNATIONAL PAPER CO	7.950	2018/6/15	40,000.00	35,963.60		
ISTAR FINANCIAL INC	4.875	2009/1/15	2,935,000.00	2,436,050.00		
ISTAR FINANCIAL INC	5.875	2016/3/15	1,430,000.00	643,500.00		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	ITC HOLDINGS CORP	5.875	2016/9/30	2,450,000.00	2,190,961.50	
	JC PENNEY CORP INC	6.875	2015/10/15	1,800,000.00	1,539,468.00	
	JC PENNEY CORP INC	7.650	2016/8/15	600,000.00	528,330.00	
	JOHN DEERE CAPITAL CORP	5.350	2018/4/3	880,000.00	753,253.60	
	JP MORGAN CHASE CAPITAL XVIII	6.950	2036/8/17	886,000.00	671,091.84	
	JP MORGAN CHASE CAPITAL XXV	6.800	2037/10/1	4,180,000.00	3,099,637.20	
	JPMAC 2005-FLD1 A2	3.46688	2035/7/25	1,962,705.97	1,934,953.30	
	JPMAC 2005-OPT2 M11	5.45688	2035/12/25	1,082,000.00	54,100.00	
	JPMAC 2006-FRE1 A4	3.49688	2035/5/25	243,000.00	161,424.90	
	JPMC 1997-C5 F	7.5605	2029/9/1	3,636,000.00	3,367,808.64	
	JPMCC 2003-CB6 A2	5.255	2037/7/1	17,613,000.00	15,650,911.80	
	JPMCC 2003-ML1A X1	0.5777	2039/3/1	57,663,050.44	1,947,281.21	
	JPMCC 2004-C3 A5	4.878	2042/1/1	1,356,000.00	1,120,083.12	
	JPMCC 2004-C3 X-1	0.308	2042/1/1	60,626,372.66	819,668.55	
	JPMCC 2004-CBX X1	0.21228	2037/1/1	238,813,622.26	3,809,077.27	
	JPMCC 2005-CB12 X1	0.10705	2037/9/1	147,842,438.02	1,156,127.86	
	JPMCC 2005-LDP2 X1	0.22805	2042/7/1	227,410,391.39	3,163,278.54	
	JPMCC 2005-LDP5 X1	0.07985	2044/12/1	1,076,507,155.14	3,821,600.40	
	JPMCC 2006-CB14 A4	5.481	2044/12/1	3,166,000.00	2,546,318.82	
	JPMCC 2006-CB14 X1	0.07723	2044/12/1	159,335,324.49	541,740.10	
	JPMCC 2006-CB17 X	0.51317	2043/12/1	65,120,586.73	1,868,309.63	
	JPMCC 2006-LDP6 X1	0.07864	2043/4/1	256,589,229.24	1,075,108.87	
	JPMCC 2006-LDP7 X	0.01965	2045/4/1	148,535,913.15	106,945.85	
	JPMCC 2006-LDP9 X	0.64111	2047/5/1	16,799,334.55	396,632.28	
	JPMCC 2007-CB18 AM	5.466	2047/6/1	2,334,000.00	1,558,995.30	
	JPMCC 2007-CB19 AM	5.74658	2049/2/1	2,555,000.00	1,733,414.20	
	JPMCC 2007-CB20 A3	5.819	2051/2/1	2,042,000.00	1,704,600.34	
	JPMCC 2007-CB20 A4	5.794	2051/2/1	2,451,000.00	1,894,451.43	
	JPMCC 2007-LD11 A3	6.0071	2049/6/1	980,000.00	811,018.60	
	JPMORGAN CHASE & CO	6.000	2018/1/15	5,505,000.00	5,112,053.10	
	JPMORGAN CHASE & CO	6.400	2038/5/15	1,655,000.00	1,427,487.15	
	KANSAS GAS & ELECTRIC	5.647	2021/3/29	1,174,524.70	1,046,407.54	
	KELLOGG CO	5.125	2012/12/3	405,000.00	392,181.75	
	KINDER MORGAN ENERGY PARTNERS LP	6.000	2017/2/1	585,000.00	454,556.70	
	KRAFT FOODS INC	6.125	2018/8/23	695,000.00	595,065.95	
	KROGER CO	6.750	2012/4/15	1,390,000.00	1,386,066.30	
	KROGER CO	6.150	2020/1/15	1,565,000.00	1,299,763.80	
	LBCMT 1998-C4 H	5.600	2035/10/1	4,152,000.00	2,018,868.48	
	LBCMT 1999-C1 G	6.410	2031/6/1	2,302,970.00	1,210,441.03	
	LBFCR 2004-LLFA H	3.4375	2017/10/15	2,296,000.00	2,003,856.96	
	LBFCR 2005-LLFA J	3.2875	2018/7/15	734,000.00	606,129.86	
	LBMLT 2006-4 2A4	3.46688	2036/5/25	291,000.00	109,200.66	
	LBUBS 2001-C3 A2	6.365	2028/12/11	485,000.00	469,960.15	
LBUBS 2004-C1 A4	4.568	2031/1/11	12,683,000.00	10,694,051.94		
LBUBS 2004-C2 XCL	0.48949	2036/3/11	51,821,673.90	1,149,922.94		
LBUBS 2004-C4 A4	5.29422	2029/6/11	18,180,000.00	15,838,961.40		
LBUBS 2004-C7 A6	4.786	2029/10/11	6,642,000.00	5,532,188.22		
LBUBS 2004-C7 XCL	0.3068	2036/10/11	68,932,724.53	1,145,661.88		
LBUBS 2005-C1 XCL	0.25562	2040/2/11	218,625,203.29	3,753,794.74		
LBUBS 2005-C2 A5	5.150	2030/4/11	14,670,000.00	12,260,305.80		
LBUBS 2005-C2 XCL	0.18188	2040/4/11	83,397,128.93	724,721.05		
LBUBS 2005-C3 XCL	0.2381	2040/7/11	194,986,097.65	3,453,203.78		
LBUBS 2005-C5 XCL IO	0.17432	2040/9/11	203,472,424.46	2,394,870.42		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	LBUBS 2005-C7 XCL	0.11837	2040/11/11	335,764,413.55	2,380,569.69	
	LBUBS 2006-C1A XCL	0.10493	2041/2/11	223,263,585.55	2,013,837.54	
	LBUBS 2006-C7 XCL	0.09397	2038/11/11	23,482,516.11	336,504.45	
	LBUBS 2006-C7 XW	0.91401	2038/11/11	32,309,397.69	1,113,381.84	
	LEGRAND FRANCE SA	8.500	2025/2/15	601,000.00	565,907.61	
	LINCOLN NATIONAL CORP	6.300	2037/10/9	1,660,000.00	1,128,185.80	
	LINCOLN NATIONAL CORP	7.000	2066/5/17	700,000.00	305,529.00	
	LMT 2006-5 2A2	3.94312	2036/9/25	14,106,662.07	1,083,109.51	
	LMT 2006-8 2A2	3.37312	2036/12/25	27,573,060.97	1,701,533.59	
	LMT 2006-9 2A2	3.41312	2037/1/25	35,222,770.00	2,817,469.36	
	LNR 2002-1A EFXD	7.502	2037/7/1	4,000,000.00	2,800,000.00	
	LNR 2003-1A	6.190	2036/7/23	6,135,000.00	1,840,500.00	
	LOEWS CORP	5.250	2016/3/15	1,945,000.00	1,838,511.25	
	LUBRIZOL CORP	5.500	2014/10/1	1,875,000.00	1,705,556.25	
	LXS 2007-6 2A1	3.41688	2037/5/25	4,354,386.96	2,849,510.82	
	MABS 2006-FRE2 A4	3.35688	2036/3/25	153,000.00	113,438.79	
	MACH 2004-1A F	6.24132	2040/5/1	294,000.00	267,293.04	
	MAMHC 2002-A M2	5.45688	2032/3/25	634,000.00	415,675.76	
	MARM 2004-13 3A6	3.78785	2034/11/1	2,805,000.00	2,578,496.25	
	MARP 2005-1 1A4 P/P 144A	7.500	2034/8/1	4,782,682.75	4,835,292.26	
	MARP 2005-2 1A3	7.500	2035/5/1	3,915,310.57	4,113,738.50	
	MARRIOTT INTERNATIONAL INC/DE	5.625	2013/2/15	2,645,000.00	2,496,668.40	
	MCDONALD'S CORP	5.800	2017/10/15	1,050,000.00	968,908.50	
	MCDONALD'S CORP	6.300	2037/10/15	2,045,000.00	1,777,963.90	
	MCFI 1998-MC2 E	7.18432	2030/6/1	2,400,000.00	2,362,536.00	
	MDST 11 B1	8.221	2038/7/15	1,508,160.72	1,239,029.43	
	MERRILL LYNCH & CO INC	3.000	2011/7/25	915,000.00	745,560.30	
	MERRILL LYNCH & CO INC	5.450	2013/2/5	3,840,000.00	3,377,011.20	
	MERRILL LYNCH & CO INC	7.750	2038/5/14	1,230,000.00	900,778.20	
	MESC 11PA 3A1	4.32875	2027/4/28	3,797,717.43	3,050,706.41	
	METLIFE CAPITAL TRUST IV	7.875	2037/12/15	4,000,000.00	2,101,560.00	
	MEZZ 2004-C1 IO	8.00698	2037/1/15	8,741,159.78	1,909,069.29	
	MEZZ 2004-C2 X	6.51711	2040/10/1	3,842,621.40	842,494.74	
	MEZZ 2005-C3 X IO P/P 144A	5.55443	2044/5/1	11,155,069.13	2,375,806.62	
	MEZZ 2006-C4 X	5.456	2016/12/1	13,755,754.19	2,603,276.48	
	MIDAMERICAN ENERGY HOLDINGS CO	6.500	2037/9/15	4,485,000.00	3,627,154.05	
	MLCFC 2006-1 A2	5.439	2039/2/1	2,488,000.00	2,342,427.12	
	MLCFC 2006-1 X IO P/P 144A	0.13177	2039/2/1	112,578,104.81	417,664.76	
	MLCFC 2006-4 XC	0.11851	2049/12/1	90,372,080.35	1,088,079.84	
	MLCFC 2007-8 A2	6.11875	2049/8/1	978,000.00	832,747.44	
	MLMI 1998-C3 E	7.0969	2030/12/1	2,281,000.00	1,923,567.30	
	MLMI 2004-WMC3 B3	5.000	2035/1/1	77,271.38	3,498.07	
MLMI 2005-A9 3A1	5.27779	2035/12/1	4,208,175.33	3,389,432.73		
MLMT 2004-BPC1 A5	4.855	2041/10/1	1,405,000.00	1,175,282.50		
MLMT 2004-BPC1 XC IO	0.2706	2041/10/1	54,892,505.03	883,769.33		
MLMT 2004-KEY2 X-C	0.259	2039/8/1	101,912,984.23	1,854,816.30		
MLMT 2005-CIP1 A4	5.047	2038/7/1	24,440,000.00	20,046,421.20		
MLMT 2005-LC1 X 144A P/P	0.22889	2044/1/1	137,956,445.93	889,819.07		
MLMT 2005-MCP1 XC	0.12341	2043/6/1	275,160,426.06	2,966,229.39		
MLMT 2005-MKB2 A2	4.806	2042/9/1	20,881,500.00	20,309,764.53		
MLMT 2006-C2 A4	5.742	2043/8/1	25,189,200.00	20,417,106.06		
MLMT 2007-C1 A3	6.02267	2050/6/1	533,000.00	443,642.55		
MONSANTO CO	5.125	2018/4/15	550,000.00	495,588.50		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	MONSANTO CO	5.875	2038/4/15	800,000.00	680,456.00	
	MORGAN STANLEY	6.625	2018/4/1	5,320,000.00	4,419,217.60	
	MOTIVA ENTERPRISES LLC	5.200	2012/9/15	550,000.00	567,127.00	
	MOTOROLA INC	6.000	2017/11/15	765,000.00	577,039.50	
	MOTOROLA INC	6.625	2037/11/15	990,000.00	656,023.50	
	MSC 1998-HF1 F	7.180	2030/3/1	68,717.43	68,717.43	
	MSC 2004-HQ4 A7	4.970	2040/4/1	7,848,000.00	6,627,792.96	
	MSC 2004-RR F5 144A	6.000	2039/4/1	3,705,000.00	2,037,750.00	
	MSC 2005-HQ6 X1	0.11571	2042/8/1	224,805,476.53	1,899,606.27	
	MSC 2005-IQ9 X1 IO P/P 144A	0.24304	2056/7/1	374,237,540.59	9,022,867.10	
	MSC 2005-RR6 X	1.68421	2043/5/1	30,728,002.34	1,075,480.08	
	MSC 2007-IQ14 AM	5.87673	2049/4/1	580,000.00	392,578.80	
	MSC 2007-IQ15 AM	5.88114	2049/6/1	49,479,000.00	33,782,282.04	
	MSC 2008-T29 A3	6.28017	2043/1/1	2,107,000.00	1,832,879.30	
	MSM 2005-5AR 2A1	4.85874	2035/9/1	16,814,698.52	12,582,438.90	
	MVCOT 2004-2A C	4.741	2026/10/1	305,135.75	262,706.61	
	MVCOT 2004-2A D	5.389	2026/10/1	284,485.13	237,917.75	
	MVCOT 2005-2 D	6.205	2027/10/1	347,870.98	288,311.98	
	NAA 2004-R2 PT	9.12714	2034/10/1	768,389.94	763,364.66	
	NAA 2004-R3 PT	7.43345	2035/2/1	1,588,802.90	1,429,795.50	
	NATIONAL FUEL GAS CO	5.250	2013/3/1	860,000.00	805,914.60	
	NATIONWIDE FINANCIAL SERVICES	5.625	2015/2/13	705,000.00	705,141.00	
	NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC	6.500	2011/7/15	1,500,000.00	1,554,375.00	
	NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC	6.250	2013/2/1	3,125,000.00	3,116,156.25	
	NATIONWIDE MUTUAL INSURANCE CO	8.250	2031/12/1	1,245,000.00	1,285,387.80	
	NAVG 2003-1A A1	3.29438	2015/11/15	855,386.72	824,165.10	
	NAVOT 2004-B C	3.930	2012/10/15	476,953.82	444,730.81	
	NAVOT 2005-A C	4.840	2014/1/15	913,198.10	875,665.65	
	NCHET 2003-5 A17	5.150	2033/11/1	3,394,234.21	3,108,168.15	
	NEVADA POWER CO	5.875	2015/1/15	3,010,000.00	2,616,231.80	
	NEW CINGULAR WIRELESS SERVICES INC	7.875	2011/3/1	650,000.00	654,056.00	
	NEW CINGULAR WIRELESS SERVICES INC	8.750	2031/3/1	811,000.00	765,900.29	
	NEWFIELD EXPLORATION CO	6.625	2016/4/15	2,440,000.00	1,976,400.00	
	NEWS AMERICA HOLDINGS INC	7.750	2045/12/1	7,093,000.00	5,672,484.89	
	NEXEN INC	5.650	2017/5/15	415,000.00	306,286.60	
	NEXEN INC	6.400	2037/5/15	630,000.00	390,921.30	
	NHEL 2006-1 A2C	3.36688	2036/5/25	355,000.00	280,872.45	
	NHEL 2006-2 A2C	3.35688	2036/6/25	355,000.00	245,461.20	
	NORTHWEST AIRLINES INC	7.150	2019/10/1	1,076,975.77	829,271.34	
	NORTHWEST PIPELINE GP	5.950	2017/4/15	540,000.00	444,328.20	
	NORTHWESTERN CORP	5.875	2014/11/1	2,720,000.00	2,486,760.00	
	NSTAR 2004-2A C1	5.70875	2039/6/28	1,610,000.00	1,324,225.00	
NUVEEN INVESTMENTS INC	5.500	2015/9/15	1,445,000.00	534,650.00		
OAK 1999-A A3	6.090	2029/4/1	1,360,937.72	1,292,918.05		
OAK 2000-A A3	7.945	2022/3/1	69,180.12	54,177.02		
OAK 2001-B A4	7.210	2030/9/1	1,457,399.19	1,181,819.57		
OAK 2001-E A10	6.000	2009/11/1	2,642,317.06	52,608.52		
OAK 2002-A A2	5.010	2020/3/1	894,817.49	771,457.95		
OAK 2002-A A10 IO	6.000	2010/2/1	3,302,394.62	209,867.16		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	OAK 2002-C A1	5.410	2032/11/1	9,637,047.25	8,019,757.98	
	OMNICOM GROUP INC	5.900	2016/4/15	2,395,000.00	2,066,238.35	
	ONCOR ELECTRIC DELIVERY CO	7.000	2022/9/1	1,471,000.00	1,186,140.85	
	ONEAMERICA FINANCIAL PARTNERS INC	7.000	2033/10/15	2,990,000.00	3,235,837.80	
	OOMLT 2005-4 M11	5.70688	2035/11/25	1,637,000.00	38,895.12	
	ORGN 2004-B A2	3.790	2017/12/1	292,517.97	288,741.56	
	OSTAR 2005-A D	4.30375	2012/11/12	2,840,000.00	2,160,672.00	
	PACIFIC GAS & ELECTRIC CO	6.350	2038/2/15	775,000.00	646,481.75	
	PACIFICORP	6.250	2037/10/15	2,645,000.00	2,230,502.05	
	PARKER HANNIFIN CORP	5.500	2018/5/15	575,000.00	513,216.25	
	PARKER HANNIFIN CORP	6.250	2038/5/15	1,260,000.00	1,101,769.20	
	PETRO-CANADA	6.050	2018/5/15	1,340,000.00	1,084,113.60	
	PFRMS 2006-1 1A2	3.337	2036/9/25	381,000.00	318,413.13	
	PILLR 2004-1A C1	3.816	2011/6/15	3,845,000.00	3,615,645.75	
	PILLR 2004-2A C	3.699	2011/9/15	1,518,000.00	1,257,678.18	
	PNCMA 2000-C1 J	6.625	2010/6/1	931,000.00	626,888.85	
	POTOMAC EDISON CO	5.800	2016/10/15	2,455,000.00	2,174,295.30	
	POWER RECEIVABLE FINANCE LLC	6.290	2012/1/1	1,493,115.93	1,548,331.35	
	PPL ENERGY SUPPLY LLC	5.700	2015/10/15	2,260,000.00	1,939,419.00	
	PPSI 2004-MHQ1 M10	5.70688	2034/12/25	489,643.18	12,094.18	
	PREMCOR REFINING GROUP INC	7.500	2015/6/15	1,185,000.00	1,110,013.20	
	PROGRESS ENERGY INC	6.850	2012/4/15	2,255,000.00	2,182,163.50	
	PROTECTIVE LIFE SECURED TRUSTS	5.450	2012/9/28	1,350,000.00	1,343,830.50	
	PRUDENTIAL HOLDINGS LLC	8.695	2023/12/18	4,995,000.00	4,897,048.05	
	PUBLIC SERVICE CO OF COLORADO	6.875	2009/7/15	2,285,000.00	2,322,519.70	
	PUBLIC SERVICE CO OF COLORADO	6.500	2038/8/1	960,000.00	857,030.40	
	PUGET SOUND ENERGY INC	6.974	2067/6/1	2,225,000.00	1,869,000.00	
	RAMC 2003-3 A	3.70688	2033/12/25	1,405,273.63	1,175,609.76	
	RAMC 2005-3 AV2	3.50688	2035/11/25	3,916,155.68	3,821,267.22	
	RAMP 2002-SL1 A13	7.000	2032/6/1	1,942,674.58	1,905,180.96	
	RAMP 2003-RS4 A11B	3.86688	2033/5/25	669,507.38	412,677.65	
	RASC 2004-KS9 A112	3.49688	2034/10/25	88,978.88	87,786.56	
	RASC 2005-KS10 B	5.95688	2035/11/25	3,266,000.00	326.60	
	RASCN 2004-NT11 NOTE	4.500	2034/12/25	283,386.10	8,501.58	
	REGENCY CENTERS LP	5.875	2017/6/15	790,000.00	629,061.20	
	RFMSI 2004-S5 2A1	4.500	2019/5/1	2,468,096.19	2,199,690.72	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC	6.800	2018/8/15	825,000.00	712,676.25	
	ROGERS WIRELESS INC	6.375	2014/3/1	2,920,000.00	2,616,407.60	
	ROUSE CO LP	7.200	2012/9/15	2,255,000.00	1,082,400.00	
	ROUSE CO LP / TRC CO-ISSUER INC	6.750	2013/5/1	495,000.00	228,318.75	
	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC	7.640	2049/3/31	600,000.00	303,498.00	
SACO 2005-10 1A	3.46688	2036/6/25	4,494,961.13	2,766,738.47		
SAIL 2005-HE3 M11	5.70688	2035/9/25	1,398,228.86	3,691.32		
SAIL 2006-BNC2 A6	3.46688	2036/5/25	291,000.00	127,620.96		
SAILN 2004-4A B	7.500	2034/4/27	958,128.37	0.00		
SARM 2004-8 1A3	5.1326	2034/7/1	70,760.14	59,065.61		
SARM 2005-18 6A1	5.25608	2035/9/1	2,549,064.17	2,173,612.50		
SARM 2005-9 AX	1.47204	2035/5/1	77,918,007.64	1,460,962.64		
SASC 2004-NP2 A	3.55688	2034/6/25	2,797,397.28	2,209,943.85		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	SBAC 2005-1A D	6.219	2035/11/15	1,609,000.00	1,174,570.00	
	SBM7 2002-KEY2 X1	0.73276	2036/3/1	21,386,548.69	864,658.15	
	SCF III A2	4.0025	2038/8/10	1,005,000.00	5,025.00	
	SGMS 2006-FRE1 A2B	3.38688	2036/2/25	194,000.00	131,974.32	
	SGMS 2006-OPT2 A3D	3.41688	2036/10/25	610,000.00	321,250.40	
	SIEMENS FINANCIERINGSMAATSCHAPPIJ NV	5.750	2016/10/17	2,420,000.00	2,233,587.40	
	SIERRA PACIFIC POWER CO	6.750	2037/7/1	2,705,000.00	2,163,810.65	
	SIMON PROPERTY GROUP LP	5.750	2015/12/1	1,495,000.00	1,290,185.00	
	SIMON PROPERTY GROUP LP	6.125	2018/5/30	1,720,000.00	1,384,961.20	
	SLM CORP	4.500	2010/7/26	1,500,000.00	1,062,825.00	
	SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO	6.650	2029/4/1	1,535,000.00	1,309,539.20	
	SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO	5.550	2037/1/15	1,595,000.00	1,287,755.15	
	SOUTHWESTERN BELL TELEPHONE LP	7.000	2027/11/15	3,710,000.00	2,711,119.60	
	SOVEREIGN BANCORP INC	4.800	2010/9/1	1,940,000.00	1,605,505.20	
	SOVEREIGN BANK	5.125	2013/3/15	990,000.00	743,351.40	
	SOVEREIGN BANK	8.750	2018/5/30	2,045,000.00	1,719,722.30	
	SPECTRA ENERGY CAPITAL LLC	5.900	2013/9/15	980,000.00	904,334.20	
	SPECTRA ENERGY CAPITAL LLC	6.200	2018/4/15	1,015,000.00	852,681.20	
	SPECTRA ENERGY CAPITAL LLC	8.000	2019/10/1	1,405,000.00	1,319,828.90	
	START 2005-1	3.28625	2015/1/21	21,000,203.96	13,093,627.16	
	STATE STREET CAPITAL TRUST IV	3.81875	2037/6/15	120,000.00	84,118.80	
	STRIP 2003-1A L	5.000	2018/3/1	2,198,000.00	1,692,460.00	
	STRIP 2003-1A M	5.000	2018/3/1	1,489,000.00	1,027,410.00	
	STRIP 2004-1A L	5.000	2018/3/1	979,000.00	695,090.00	
	SUNOCO INC	4.875	2014/10/15	1,990,000.00	1,530,747.80	
	SVHE 2005-CTX1 B1	5.70688	2035/11/25	2,007,000.00	32,914.80	
	SVHE 2006-OPT3 2A3	3.37688	2036/6/25	289,000.00	238,696.66	
	SWISS RE CAPITAL I LP	6.854	2049/5/29	2,000,000.00	1,437,940.00	
	TCI COMMUNICATIONS INC	7.875	2026/2/15	4,460,000.00	3,865,794.20	
	TECO FINANCE INC	7.200	2011/5/1	3,211,000.00	3,205,573.41	
	TELECOM ITALIA CAPITAL SA	4.000	2010/1/15	2,775,000.00	2,646,573.00	
	TELECOM ITALIA CAPITAL SA	7.200	2036/7/18	555,000.00	385,719.45	
	TELEFONICA EMISIONES SAU	6.221	2017/7/3	1,565,000.00	1,320,593.95	
	TELEFONICA EMISIONES SAU	7.045	2036/6/20	1,070,000.00	840,399.40	
	TELEFONICA EUROPE BV	8.250	2030/9/15	745,000.00	663,117.05	
	TELUS CORP	8.000	2011/6/1	3,360,000.00	3,299,553.60	
	TEPPCO PARTNERS LP	7.000	2067/6/1	650,000.00	517,218.00	
	TESORO CORP	6.500	2017/6/1	650,000.00	468,000.00	
	TIAA 2002-1A IIFX	6.770	2037/5/22	2,992,000.00	2,457,389.44	
	TIAA 2003-1A D	6.7309	2038/12/28	4,174,000.00	2,268,360.30	
	TIME WARNER CABLE INC	6.750	2018/7/1	680,000.00	569,622.40	
TIME WARNER CABLE INC	7.300	2038/7/1	2,110,000.00	1,621,091.90		
TIME WARNER ENTERTAINMENT CO LP	8.375	2023/3/15	625,000.00	546,306.25		
TRANSALTA CORP	5.750	2013/12/15	1,315,000.00	1,259,664.80		
TRANSALTA CORP	6.650	2018/5/15	2,180,000.00	2,030,190.40		
TRANSCANADA PIPELINES LTD	6.500	2018/8/15	1,695,000.00	1,464,293.55		
TRAVELERS COS INC	5.800	2018/5/15	875,000.00	731,001.25		
TRAVELERS COS INC	6.250	2037/6/15	1,010,000.00	830,573.50		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	TYCO ELECTRONICS GROUP SA	5.950	2014/1/15	2,130,000.00	2,036,897.70	
	UAL PASS THROUGH TRUST SERIES 2007-1	6.636	2022/7/2	922,914.87	572,207.21	
	UNION ELECTRIC CO	6.700	2019/2/1	510,000.00	459,887.40	
	UNION PACIFIC CORP	5.750	2017/11/15	885,000.00	755,082.00	
	UNION PACIFIC CORP	5.700	2018/8/15	360,000.00	292,240.80	
	UNION PACIFIC RAILROAD CO 2004 PASS THROUGH TRUST	5.214	2014/9/30	2,025,000.00	1,994,868.00	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	6.125	2038/7/15	5,490,000.00	4,993,704.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	6.000	2018/2/15	2,335,000.00	1,951,896.55	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	6.875	2038/2/15	1,790,000.00	1,454,625.60	
	UNITRIN INC	6.000	2017/5/15	1,045,000.00	867,663.50	
	VENTAS REALTY LP/VENTAS CAPITAL CORP	6.750	2017/4/1	1,260,000.00	1,096,200.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	6.400	2038/2/15	2,465,000.00	1,787,987.75	
	VERIZON NEW ENGLAND INC	6.500	2011/9/15	1,710,000.00	1,624,243.50	
	VERIZON NEW ENGLAND INC	4.750	2013/10/1	3,965,000.00	3,376,990.50	
	VERIZON NEW JERSEY INC	8.000	2022/6/1	3,163,000.00	2,783,345.11	
	VERIZON VIRGINIA INC	4.625	2013/3/15	3,585,000.00	3,103,176.00	
	VIACOM INC	5.750	2011/4/30	635,000.00	600,602.05	
	VODAFONE GROUP PLC	6.150	2037/2/27	3,775,000.00	2,650,238.75	
	WACHOVIA BANK NA	6.000	2017/11/15	5,625,000.00	4,950,956.25	
	WACHOVIA BANK NA	6.600	2038/1/15	1,748,000.00	1,354,752.44	
	WACHOVIA CORP	5.500	2013/5/1	420,000.00	383,115.60	
	WAL-MART STORES INC	6.200	2038/4/15	1,875,000.00	1,592,850.00	
	WBCMT 2003-C3 IOI	0.47994	2035/2/1	63,897,351.66	1,645,995.77	
	WBCMT 2005-C16 A4	4.847	2041/10/1	17,668,000.00	14,509,314.96	
	WBCMT 2005-C16 XC	0.26906	2041/10/1	76,997,953.85	1,149,579.45	
	WBCMT 2005-WL5A L	5.7875	2018/1/15	3,069,000.00	2,363,866.56	
	WBCMT 2006-C23 XC	0.0707	2045/1/1	227,369,554.08	1,086,826.46	
	WBCMT 2006-C26 XC	0.05744	2045/6/1	299,094,565.77	861,392.34	
	WBCMT 2006-C28 XC	0.56391	2048/10/1	16,893,879.12	325,713.98	
	WBCMT 2007-C34 IO	0.5211	2046/5/1	72,481,496.65	1,399,617.70	
	WEA FINANCE LLC / WCI FINANCE LLC	5.700	2016/10/1	3,025,000.00	2,373,778.00	
	WEATHERFORD INTERNATIONAL LTD	5.500	2016/2/15	870,000.00	754,176.90	
	WEATHERFORD INTERNATIONAL LTD	6.500	2036/8/1	1,830,000.00	1,383,059.10	
	WELLS FARGO & CO	4.375	2013/1/31	4,375,000.00	4,111,537.50	
	WESTAR ENERGY INC	5.100	2020/7/15	3,355,000.00	2,660,548.55	
	WESTO 2005-1 D	4.090	2012/8/17	49,070.04	49,046.97	
	WESTPAC CAPITAL TRUST III	5.819	2013/9/30	2,915,000.00	2,260,932.30	
	WFHET 2007-1 A3	3.52688	2037/3/25	128,000.00	73,614.08	
	WFMB 2004-R 2A1	4.36943	2034/9/1	1,403,129.83	1,163,994.41	
	WFMB 2005-AR2 2A1	4.54853	2035/3/1	1,446,741.59	1,231,726.85	
	WFMB 2005-AR9 1A2	4.40308	2035/5/1	3,989,681.50	3,287,337.96	
WFMB 2005-AR12 2A5	4.33556	2035/7/1	74,420,000.00	58,240,347.80		
WFMB 2006-AR10 3A1	4.87105	2036/7/1	4,750,307.93	4,184,261.23		
WHINS 1A B3	3.700	2044/10/25	2,386,833.22	1,928,776.05		
WILLIS NORTH AMERICA INC	6.200	2017/3/28	555,000.00	477,028.05		
WMCMS 2005-C1A G P/P 144A	5.720	2036/5/1	679,000.00	430,750.81		
XEROX CORP	6.400	2016/3/15	2,920,000.00	2,388,472.40		
XEROX CORP	6.350	2018/5/15	340,000.00	261,555.20		
XSTRATA FINANCE CANADA LTD	5.800	2016/11/15	1,790,000.00	1,456,612.50		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
社債券	XTO ENERGY INC	5.500	2018/6/15	860,000.00	676,777.00	
	XTO ENERGY INC	6.500	2018/12/15	1,040,000.00	878,987.20	
	XTO ENERGY INC	6.750	2037/8/1	1,295,000.00	985,093.55	
	YUM! BRANDS INC	6.250	2018/3/15	845,000.00	674,276.20	
	ZFS FINANCE USA TRUST I	6.500	2037/5/9	2,135,000.00	1,259,650.00	
	社債券 計			14,655,630,994.46	1,593,067,963.26 (161,967,219,825)	
売付 債券	FNMA TBA	5.500	2038/11/1	9,000,000.00	8,797,500.00	
	売付債券 計			9,000,000.00	8,797,500.00 (894,441,825)	
米ドル 小計				17,520,028,628.87	3,087,983,795.44 (313,955,312,484)	
合計					313,955,312,484 (313,955,312,484)	

- (注) 1. 種類ごとの計及び米ドル小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計 額に対する比率
米ドル	国債証券 3 銘柄	6.80 %	100.00 %
	地方債証券 3 銘柄	0.27 %	
	特殊債証券 517 銘柄	41.62 %	
	社債券 624 銘柄	51.59 %	
	売付債券 1 銘柄	0.28 %	
合計		100.00 %	100.00 %

(注) 組入債券時価比率は、公社債の合計額に対する各公社債の通貨ごとの比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

第4 不動産等明細表
該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第6 借入金明細表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成20年11月21日現在)

資産総額	281,474,370,309 円
負債総額	8,882,813,800 円
純資産総額 (-)	272,591,556,509 円
発行済数量	550,306,421,348 口
1万口当たり純資産額 (/ ×10000)	4,953 円

第5【設定及び解約の実績】

		設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1 特定期	自平成10年7月31日 至平成10年10月15日	61,956,300,000	-	61,956,300,000
第2 特定期	自平成10年10月16日 至平成11年4月15日	10,889,068,789	15,339,917,491	57,505,451,298
第3 特定期	自平成11年4月16日 至平成11年10月15日	2,205,571,344	13,761,358,734	45,949,663,908
第4 特定期	自平成11年10月16日 至平成12年4月17日	700,656,938	7,704,912,068	38,945,408,778
第5 特定期	自平成12年4月18日 至平成12年10月16日	493,969,195	6,269,766,251	33,169,611,722
第6 特定期	自平成12年10月17日 至平成13年4月16日	23,125,048,604	10,296,397,782	45,998,262,544
第7 特定期	自平成13年4月17日 至平成13年10月15日	76,399,945,809	14,967,528,344	107,430,680,009
第8 特定期	自平成13年10月16日 至平成14年4月15日	121,517,608,641	26,340,944,660	202,607,343,990
第9 特定期	自平成14年4月16日 至平成14年10月15日	219,098,508,944	25,210,489,132	396,495,363,802
第10 特定期	自平成14年10月16日 至平成15年4月15日	247,180,773,601	30,538,040,802	613,138,096,601
第11 特定期	自平成15年4月16日 至平成15年10月15日	268,296,466,026	45,863,111,727	835,571,450,900
第12 特定期	自平成15年10月16日 至平成16年4月15日	242,504,931,269	36,612,115,108	1,041,464,267,061
第13 特定期	自平成16年4月16日 至平成16年10月15日	147,905,492,413	55,064,968,459	1,134,304,791,015
第14 特定期	自平成16年10月16日 至平成17年4月15日	247,032,096,758	51,181,727,408	1,330,155,160,365
第15 特定期	自平成17年4月16日 至平成17年10月17日	124,833,298,655	169,457,739,749	1,285,530,719,271
第16 特定期	自平成17年10月18日 至平成18年4月17日	51,989,680,914	264,524,617,771	1,072,995,782,414

		設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第17 特定期	自平成18年4月18日 至平成18年10月16日	43,594,968,765	162,498,146,232	954,092,604,947
第18 特定期	自平成18年10月17日 至平成19年4月16日	12,895,958,136	195,932,743,579	771,055,819,504
第19 特定期	自平成19年4月17日 至平成19年10月15日	6,874,679,068	112,245,243,122	665,685,255,450
第20 特定期	自平成19年10月16日 至平成20年4月15日	5,895,627,120	55,909,891,809	615,670,990,761
第21 特定期	自平成20年4月16日 至平成20年10月15日	3,946,080,390	64,291,708,802	555,325,362,349

(注) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。

あなたのサクセス・パートナー



NISSAY
ASSET MANAGEMENT

再生紙使用

古紙パルプを配合した再生紙を使用しています。